

令和3年(2021年)3月紀北町議会定例会会議録

第3号

招集年月日 令和3年3月4日(木)

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

開 議 令和3年3月16日(火)

出席議員

1番	宮地 忍	2番	田島明良
3番	柴田洋巳	4番	岡村哲雄
5番	大西瑞香	6番	原 隆伸
7番	奥村 仁	8番	樋口泰生
9番	太田哲生	10番	瀧本 攻
11番	近澤チヅル	12番	入江康仁
13番	家崎仁行	15番	平野隆久
16番	中津畑正量		

欠席議員

14番 東 清剛

遅刻議員

6番 原 隆伸

地方自治法第121条の規定により説明の為議会に出席した者の職氏名

町 長	尾 上 壽 一	副 町 長	中 場 幹
会 計 管 理 者	脇 俊 明	総 務 課 長	上 野 和 彦
財 政 課 長	水 谷 法 夫	危 機 管 理 課 長	岩 見 建 志
企 画 課 長	上ノ坊 健 二	税 務 課 長	直 江 仁
住 民 課 長	上 村 毅	福 祉 保 健 課 長	宮 地 浩
環 境 管 理 課 長	玉 本 真 也	農 林 水 産 課 長	宮 本 忠 宜
商 工 観 光 課 長	玉 津 裕 一	建 設 課 長	宮 原 俊 也
水 道 課 長	中 村 吉 伸	海 山 総 合 支 所 長	植 地 俊 文
教 育 長	中 井 克 佳	学 校 教 育 課 長	世 古 基 樹
生 涯 学 習 課 長	井 土 誠		

職務の為出席者

議 会 事 務 局 長	上 野 隆 志	書 記	佐 々 木 猛
書 記	久 保 有 謙	書 記	家 倉 義 光

提 出 議 案 別紙のとおり

会 議 録 署 名 議 員

15番 平野隆久

16番 中津畑正量

議 事 の 顛 末 次のとおり記載する。

瀧本攻議長

皆さん、おはようございます。

定刻になりましたので、これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は14名であり、定足数に達しております。

なお、14番 東清剛君から所用のため欠席との連絡を受けておりますので、ご報告申し上げます。

また、6番 原隆伸君から遅刻との連絡を受けておりますので、ご報告申し上げます。

瀧本攻議長

本日の日程については、お手元に配付しました議事日程表のとおりであります。

なお、朗読は省略させていただきます。ご了承ください。

また、本定例会の一般質問におきましても、新型コロナウイルスの感染予防の観点から、議員、執行部ともマスクの着用の許可と、演台及び質問席へのアクリル板の設置、休憩時の換気などを実施してまいりたいと思います。

また、携帯電話の議場内への持込みは禁止となっておりますので、十分気をつけていただきますようお願い申し上げます。

それでは、ご報告申し上げます。

本定例会において7人の議員から一般質問の通告書が提出されました。

一般質問については、本日は4人、17日は3人ということで、2日間で運営させていただきたいと思います。

なお、会議の終了時間ではありますが、午後5時までで予定する通告者の質問が終了するような場合においても、その時点で会議を閉じることとしたいと思いますので、ご了承ください。

それでは、日程にしたがい議事に入ります。

日程第 1

瀧本攻議長

日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第126条の規定により、本日の会議録署名議員に、

15番 平野隆久君

16番 中津畑正量君

のご兩名を指名いたします。

日程第 2

瀧本攻議長

次に、日程第 2 行政報告について、町長から申し出がありましたので、許可することといたします。

尾上壽一町長。

尾上壽一町長

皆様、おはようございます。

本日の定例会冒頭に当たりまして、1件の行政報告をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症の予防接種ワクチンについてでございます。

高齢者向け新型コロナウイルス感染症に係る予防接種ワクチンの配分と接種についてご報告をいたします。

三重県におきましては、65歳以上の高齢者に接種するワクチンが4月5日から19日の週で22市町に対し一箱ずつ、合計22箱供給されます。また、4月26日の週には県内全ての市町に一箱ずつ配分される予定であり、現在、接種日程等について、紀北医師会などの関係機関と調整を行っております。

二箱目以降のワクチン配分につきましては、当面、確保できる量が確定しない部分があり

ますが、紀北町への供給も順次行われると聞いております。また、接種におきましても、国が接種順位と時期を公表し、順次実施する予定となっております。

紀北町では、現在、国や県、その他関係機関と連携を密にし協議を重ねながら、ワクチンが供給された際には速やかに接種が開始できるよう準備を進めておりますので、町民の皆様、議員の皆様のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

以上、1件をご報告いたしまして、本日の定例会に当たりましての行政報告とさせていただきます。

瀧本攻議長

以上で行政報告を終わります。

日程第3

瀧本攻議長

次に、日程第3 一般質問を行います。

本件につきましては、会議規則第61条第2項の規定により、通告書は去る2月22日に締め切り、既に執行機関に通知済みであります。

本日の質問者は4人といたします。

運営については、議員の発言の持ち時間30分以内とし、残りの残時間をディスプレイ画面で質問者に周知することといたします。

質問の方法については、会議規則第50条ただし書により、議員の質問は全て質問席から行うことを許可します。最初に通告した全ての事項について質問することも可能でありますし、通告した事項について1項目ずつ質問することも可能であります。

また、一般質問は通告制でありますので、通告の内容に基づいて行っていただきたいと思っております。お礼やお願いの言葉を述べないように十分気をつけていただくようお願いいたします。

なお、事前に質問の相手を通告してありますが、一般質問の調整も行われていると思っておりますので、基本的には町長から答弁いただき、数字的なことや事務の執行状況など担当課長の答弁は最小限にとどめていただきたいと思っております。議事の運営にご協力くださるようお願い

申し上げます。

それでは、1番 岡村哲雄君の発言を許します。

岡村哲雄君。

4番 岡村哲雄議員

では、議長の許可をいただき、通告に基づいて令和3年3月議会の一般質問を行います。

私は、大きな項目で3点上げております。1つ目はコロナワクチンの接種体制について、2つ目は原発から出る核ごみ、いわゆる高レベル放射性廃棄物の最終処分場についてでございます。3つ目がICT、いわゆる情報通信技術の町内における取組みについて、この3点について質問いたします。

まず、町内のコロナワクチン体制についてでございます。

今やコロナ感染は世界中を脅かし、人々はワクチンに希望を託している状況です。メディアでも毎日その話題であふれていますが、ワクチンそのものの供給量の不足、または遅延が心配されるところでもあります。政府は、ワクチン接種の指針を出すだけで人々へのワクチン接種の前線部隊であります自治体に接種体制と接種方法を丸投げしていると言っても過言ではないと私は思っております。紀北町でも、今、町長から行政報告もございましたが、福祉保健課を中心に対策に昼夜、頭を悩ませているだろうと思っております。

そこで、町長にお聞きしたいと思います。

現在の紀北町における、現在のワクチンの接種に関する準備態勢、紀北町としての課題があればお聞きしたい。また、現在の準備態勢は全て万全かということについて一言お願いします。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

それでは、岡村議員のご質問にお答えいたします。

接種は、今、議員がおっしゃったとおり、やはりワクチンの基本的な供給という部分で、確定していない部分がたくさんございますので、課題といいましても、そのときそのときに対応しなければいけないというような状況になっております。そういうことから、我々といったしましては、随時、全庁的に考えながら対応していくという姿勢でございます。

瀧本攻議長

岡村哲雄君。

4番 岡村哲雄議員

それでは、具体的なことをちょっとお聞きしたいと思います。

今、準備態勢ですね、それなりに頑張っておられると思いますけれども、具体的にワクチンの供給量につきましては多分まだ分かっていない、分かる範囲内でお答え願いたいと、供給のスケジュールです。分かる範囲内で結構でございます。

それと同時に、ワクチンの接種の場合の保存用の冷凍庫やとか注射器等の準備はそろっているのか、この辺につきましてはお聞きしたいと思います。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

それでは、ご質問にお答えいたします。

接種体制ということなんですが、ワクチンの供給計画でございますが、行政報告を今させていただきます。高齢者向けの新型コロナウイルスワクチンにつきましては、紀北町に4月19日の週に一箱、4月26日の週に一箱配分されることが決定をいたしておりましたので、現在、紀北医師会等と関係機関と接種日程の調整を行っているところでございます。

それから、設備、機器の準備につきましては、配送されましたワクチンを保存しておくための超低温冷凍庫が3月11日に紀北町に1台届きました。それから5月にもう1台届く予定となっております。実際に接種を行う際に使用する注射器及び注射針につきましては、国から届く予定となっております。

瀧本攻議長

岡村哲雄君。

4番 岡村哲雄議員

ありがとうございました。全て予定ということでお聞きしました。

それでは、接種スケジュールにつきまして、まだ未確定な要素はあると思うんですけども、接種の予定場所、これについてお聞きしたいんですけども。個別か集団かということですね。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

集団接種ということで紀北医師会と調整をしております、2か所となっております。

瀧本攻議長

岡村哲雄君。

4番 岡村哲雄議員

2か所というのは、どこですか。具体的な場所。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

海山公民館と東長島公民館を予定しております。

瀧本攻議長

岡村哲雄君。

4番 岡村哲雄議員

スケジュールに関してですけれども、これはクーポン券といいますかね、多分予約の取り方、これはどうやっていつ頃出されるか。あるいは、接種する順序につきまして、例えば高齢者の年齢順とか、介護施設関係者とか、そういったことが分かりましたら、分かる範囲内でお願ひします。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

まず、個別通知という表現をしていますけれども、それを3月末から4月初旬に配らせていただく予定となっております。その中には、接種希望とか接種会場の希望、それから送迎バスの希望等を記入していただいて、送り返していただくと、そういうふうな形になっております。接種会場、方法、詳しいスケジュールは、まだ紀北医師会と詰め切れておりません。そういうことをご理解いただきたいと思います。

瀧本攻議長

岡村哲雄君。

4番 岡村哲雄議員

今、紀北医師会という話が出ました。この接種に関しましては、紀北医師会の全面的な協力がないと恐らくできないと思いますけれども、ちょっとその体制についてお聞きしたいんですけれども、医師会が中心になると思うんですけれども、接種会場では、医師の方、注射を打たれる方、あるいは看護師の方、あるいはそれ以外の受付なんかのスタッフですね。そ

ういった準備が必要だと思うんですね。スタッフは多分、役場の職員の方が中心になるんじゃないかなと思うんですけれども、そういった体制の確保、スタッフの確保ですね。確保は十分かということともう一点、よその自治体では共同接種をやっているところもあるんですわ。つまり共同接種、自治体間です。例えば松阪と多気とか、医師がですね。そういった計画は全くないんでしょうか。尾鷲等の協力ですね。

以上です。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

まず最初に共同の計画はあるか、今はございません。紀北医師会の中で調整をしていただくようになっております。

それと、体制の問題なんですけれども、医師会からは接種の当日に会場のほうに医師4名の方にお越しいただく予定でございます。全て予定なんで、申し訳ないんですけれども、言葉が予定とついていなくても予定だと思ってください。

それから、医師1名について、看護師が2名の予定でございます。それから薬剤師会から薬剤師1名の方を配置していただくと、そのように今準備を進めているところでございます。

それから、当日のスタッフなんですけれども、役場の職員が全庁でローテーションを組みながらやっていくということで、福祉保健課だけではなしに全ての課が協力し合いながらやっていくという予定でございます。

瀧本攻議長

岡村哲雄君。

4番 岡村哲雄議員

分かりました。ありがとうございます。

それで、日程の話ですけれども、4月の下旬ぐらいからじゃないかなと思うんですけれども、接種は原則、土曜日とか日曜日ですか。ウイークデーですか。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

通常、病院のお休みのような時間帯ということで、木、土、日となっております。

瀧本攻議長

岡村哲雄君。

4番 岡村哲雄議員

今、マスコミでもよく話が出ておるんですけども、副作用が出たとき、これが心配されます。接種希望者も、私が聞いたところによりますと、接種予約しないという方もちらほら見えるんですわ。これやはり副作用が心配らしくて。私は個人的には接種するべきだと思うんです。自分のためにも接種するのが必要だと思います、自分が相手にうつす可能性もありますんで、接種していく必要があるんじゃないかなと思っていますけれども、副作用が出たときの準備態勢につきましてお聞きします。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

基本的には、接種が終わりました、それから会場に約二、三十分いていただいて、様子を見させていただきます。そのような対応で様子が異常があれば、会場に医師がいらっしゃいますので、医師の方に診ていただくと、そのように予定しております。

瀧本攻議長

岡村哲雄君。

4番 岡村哲雄議員

それでは、予約についてちょっとお聞きしたいんですけども、予約はさっき言ったはがきで取ると言いましたけれども、解約とかですね、途中で心境が変わったと。あるいは予約変更の手続なんかはどうされるのかなと思います、途中で変わった場合。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

予約変更等については、窓口を設けますんで、そちらのほうへ電話連絡していただいて、変更という形になろうかと思います。

瀧本攻議長

岡村哲雄君。

4番 岡村哲雄議員

もう一点だけお聞きします。

これ接種した場合、接種証明書の発行というのはやらないのでしょうか。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

その中に入っている俗に言う接種券、クーポンのほうにございますので、判を押してですね、そういう形になります。

瀧本攻議長

岡村哲雄君。

4番 岡村哲雄議員

ありがとうございます。

これから役場の職員、特に福祉保健課を中心に大変な作業に入ると思います。ぜひ頑張っていたきたいと思います。

それから、ワクチンの接種体制、接種の順序とかそういうものも、できる限り、できる限りで結構ですけれども、公平感の出るように留意して進めていただけると大変ありがたいと思います。当然、私、公平感という意味では、体育館に近いところだったらすぐ来れるんですけども、遠方の方、遠方で体の悪い方、最近バスとかそういったもの、いろいろあると思うんですけども、そういったところはぜひ配慮して、公平感のあるやり方でやっていただきたいと思います。

次、2点目に入りたいと思います。よろしいですか。

原発から出る核ごみ（高レベル放射性廃棄物）の最終処分場につきまして、特に町長の見解をお聞きしたいんですけども、よろしいでしょうか。

まず、ちょっと待ってくださいね。

瀧本攻議長

岡村議員、着席してしてください、時間がたってしまうので。

岡村哲雄君。

4番 岡村哲雄議員

3月11日の東日本大震災からちょうど10年がたちました、この3月11日ですね。ちょうど2011年に起きた震災ですね。そのときの福島原発事故の後処理は、まだ現在遅々として進まず、溶け落ちた極めて危険な燃料デブリの取り出しさえできないと。いまだに多くの人が全国に避難しております。また、旧海山町を二分した2001年11月18日の原発誘致の賛否を求める住民投票が今年でちょうど20年目を迎えました。いずれも福島事故、あるいは原発誘致住

民投票、10年、20年という節目の年を迎えました。

10年前の福島原発以降、及び今後想定されます南海トラフ大地震の懸念をおぼえますね、当時の町民の判断は正しかったと考えております。

そこで、当時、町会議員だった町長、町会議員だったと思うんですけども、ちょうど私たちと一緒に原発誘致反対運動の一翼を担っていたはずですが、よく記憶しておりますけれども。そのときの原発誘致反対住民への頑張ったお気持ち、思いがありましたら一言お聞きしたいと思います。

瀧本攻議長

尾上壽一町長。

尾上壽一町長

もうそんなに経ちますかねというのが実感でございますが、私自体、原子力が全く駄目という考え方でもございませんでした、その当時。ただ、私の心の中で一番大きかったのは、その当時、人を混乱させて憎しみ合わせながら、それでもまだなお町に原発を誘致しなければいけないのかと、そういう人の心の動き、そこが私の中で一番引っかかるところでございました。そういうことから原子力発電所の反対運動の本当に中心的な部分も担わせていただいて、あの頃、中央公民館でしたんですが、生まれて初めてあんな大きな会場で反対のお話もさせていただきました。

ですから、私は原子力をまるっきり否定しているわけではないんです、それぞれの町がそれぞれの思いで誘致しているわけなんで。ただ、先ほど申し上げたような理由で私は反対運動のほうに立ち入らせていただきました。

瀧本攻議長

岡村哲雄君。

4番 岡村哲雄議員

お気持ちよく分かりました。私もあのとき、中心メンバーとして反対のほうに立ちましたんで、よく覚えております。あのときのエネルギーは大変だったなと思っております。

ところで、原子力発電所、原発と呼びますけれども、今でも核ごみと言われる高レベル放射性廃棄物、核ごみと言われてはいますが、出し続けております。処分に困った電力会社や政府が2017年7月に高レベル放射性廃棄物の処分場として、好ましい特性が確認できるということで、日本全国の科学的特性マップを公表しました。当然、紀北町も好ましい地域ということで入っております。かなり広いんです。全国から最終処分場の応募を現在進めて

おります。

高レベル放射性廃棄物をガラスに封じ込め、地下に保管する必要年数、地層処分と言いますが、これは一般的に保管する必要のある年数は10万年程度であります。一部の学者は100万年とも言っております。政府あたりは、政府で昔は10万年と言っていました。だから、10年以上必要なんです。ここは処分の候補地としてもいいほうというか、候補地の中に入っておるんですけども、この地域はですね、これ中日新聞の写真なんですけれども、原発のあるところの写真ですけども、ここに載っていますのは、南海トラフ、今後予想される南海トラフ、大体100年から150年に一回起こると言われています、定期的に起こります。想定区域内、震源地想定区域のこれ真上にあります。何とですね、南海トラフの想定というのは大体、津の辺りから南、陸地も入っています。当然、紀北町、尾鷲市、御浜町もずっと入っています。松阪、津辺りから南へ全部入っています。こういったところがなぜ候補地になるのかと、これが不思議でなりません。

今後30年間で約70ないし80%起こると言われている南海トラフ地震。南海トラフ地震は世界的に有名なんです。なんでか言ったら、大昔からですね、ほぼ100年から200年で定期的に起きとる。こういう具合に定期的に何度も起きていて、何十回も起きていて。こういった地域というのは非常に少ないそうです。珍しいそうです。ということは、今後も起きるだろうと考えております。

考えてみますと、もし10万年、政府が言うように10万年とします、少なく見積もって10万年。10万年、大体150年ぐらいの周期でもし地殻変動がありますと、大きな地殻変動、大地震ですね。10万年間に666回、計算上ですよ。666回大きな地殻変動がこの辺で起きる可能性があります。当然、南海トラフ、ずっと大きい、起きる可能性もあります、割れる場合もあります。当然ここも震源地域でありまして、陸で割れる可能性も、私は可能性がないとは言えないと思います。600年、700年、そんな年度ですね。もし地層処分しましても、どういった天変地異が起きるか分かりません。だから、誰が考えても、この地域は地層処分ができない。これは当たり前です。取り出せない事態となれば、ふるさとは二度と取り戻せません。特に今後の将来、我々生きとる間は大丈夫です。大丈夫だろうと思います。これから何世代、10万年といたら途方もない時間ですけども、とても責任持てません。そういったところに絶対つくらせるべきじゃないと思います。

ちなみに紀北町には、ちょうど町長の裏の辺りになりますけれども、非核平和宣言の看板がこのすぐ上にかかっております。朝見ました。また、紀北町の生活環境の保全に関する条

例、昨年できました生活環境の保全に関する条例。この第4条、事業者の責務としまして、事業者は、放射性物質を含む廃棄物を故意に持込み、不法に処分してはならないとあります。

そこで、4点について質問したいと思います。

1点目、今言いましたこの非核平和宣言とか、さっきの条例ですね、生活環境の保全に関する条例により、核ごみ最終処分場募集に対しての、この2つは歯止めになるかどうか、これが1点です。これを考えていきたい。

2点目、町長はですね、この地は核ごみの最終処分場として適していると思われているか。これが2点目です。

3点目、今現在、紀北町に対して国や県から核ごみ受入れ応募についての働きかけはあるのかどうか、具体的な働きかけがあるのかどうか。これが3点目であります。

4点目、県条例と市町の条例についての関係ですけれども、私たち東紀州の山間に埋め立てられている建設残土の事業ですね。周知期間を経て昨年12月21日から実質的に施工されました。これによりまして、この東紀州地区の残土条例において、その残土の埋立てが止まったと。これ何で聞くのかといいますと、核ごみ持込みの条例をやるとき、県条例がいいのか、市町の条例が要るということに関連しますもので、ちょっとお聞きします。

以上、4点でございます。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

宣言が歯止めになるかということ、宣言自体はそれで歯止めになるとは私は思いません。それから、適しているかどうかは、国のほうがマップのほうで、こちらは適しているというかな、候補地となっていることでございますので、国がどういう基準でしたのか、私はよく分かりませんが、その当初、最初の頃は活断層がないとか、そういう話もお聞きしたような気がしますけれども、私自身は、そのところは科学的知見を持っておりませんので、不明でございます。

紀北町に働きかけがあるのかということで、ございません。

4番がちょっと質問の趣旨が分かりかねたんで、またよかったらご指摘ください。

瀧本攻議長

岡村議員。

4番 岡村哲雄議員

4番につきましては、私、この後、核抜き条例もちょっとお願いしたいんですけども、そういった核の持込み禁止に対して、県条例でつくるべきか、市町の条例でつくるべきか。これも関連で、県条例でつくれば、残土条例でとまった意味で全部とまるんじゃないかと、これをちょっとお聞きしたいんです。これが1つ。4点目ですね。

それからもう一つ、さっき質問した内容にお答えになっていないところをちょっとあります。宣言で止まらないと言われました、そのとおりだと思います。宣言は宣言ですので。ただ、さっきの生活環境の条例第4条です。これはいかがでしょうか、放射性廃棄物を持ち込んではならないと。これにつきましてはどうですか。

尾上壽一町長

議長、すみません、担当から答弁いただきます。

瀧本攻議長

玉本真也環境管理課長。

玉本真也環境管理課長

生活環境の保全の条例に関することですが、まず、自治体における放射性廃棄物の拒否条例という位置づけにはしてございません。議員のおっしゃられるのは、特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律の範疇に入るものでありますので、条例ではあらゆる事案を条例で適用させるという構造とはしておりません。条例規定の不法に廃棄及び処分してはならないの部分がその立てつけであります。

瀧本攻議長

岡村哲雄君。

4番 岡村哲雄議員

分かりました。非核宣言とさっきの生活環境の条例は、この核ごみの搬入に関しましては歯止めにならないと、こう考えてよろしいというような、こういう考えだと思います。よろしいですね、そういうことで。

瀧本攻議長

玉本真也環境管理課長。

玉本真也環境管理課長

特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律であつたりとか、あと、放射性物質汚染対象特措法等ありますので、それらの範疇に入るものについては適用除外ということであります。

瀧本攻議長

岡村哲雄君。

4番 岡村哲雄議員

分かりました。これについては、私、いろんな異論もありますけれども、今回はこれでやめたいと思います。

続いて、核抜き条例についての質問をしたいと思います。

今、北海道で寿都町とか神恵内村で高レベル放射性廃棄物の受け入れます文献調査を始めております。これはご存じだと思います。それに対して、実はその周辺の町、3町村やと、あるいは鹿児島県の屋久島町など、全国各地では高レベル放射性廃棄物を持ち込ませない条例、いわゆる核抜き条例が成立し、あるいはまたは提出されています。これらの動きは、県条例や道条例の成立を待つことなく、一刻も早く市町村条例を制定すべきだという地方自治体の強い思いが出ておるのだと思っています。ちなみに北海道は核の持込みの反対の条例が出ています。だけれども、今回、寿都町なんかで止まりませんでした。なぜか。北海道の条例は核ごみのものでした。受け入れ難いという中途半端な条例でございます。禁止じゃない、受け入れ難いです。そういうこともありまして、市町の条例がないと止まらないということで、現在動いております。

そこで、私は紀北町でも核ごみの搬入、いわゆる持込みです。簡単にいいますと、核抜き条例を制定すべきと考えますが、現在の町長のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

基本的にね、最終処分場というのはなくてはならないと思います。地上に置きっ放しにしてやっていく、これはもうそれこそ地中に入れるより危険でございますので、それはどこかでいずれかやらなければいけない問題だと思っております。ただ1点、私はっきりもう申し上げますんで、私、核の最終処分場を受け入れる気はございません。ですから、条例、そういったものが県、国、あろうがなかろうが、基本的には首長の意思だと思います。首長の意思、住民の意思があつて、例えば受け入れたいという住民の意思が多かったら、そういった首長が、町長が当選するものだと思っておりますし、私ははっきりと自分の町で、先ほど申し上げたように、人が憎しみ合ったり、足を引っ張り合ったりしなければいけないようなまちづくりは私したくない。そういう趣旨から原発には反対しましたので、ただ原発が作り出すエネルギーは必要だという思いもありますが、それはそれぞれの町、県がそういう判

断をして、住民、首長が賛成していけばいいことでありまして、私自身はそういったことをやっていく気はございません。ですから、条例をつくるまでもなく、私がいる限りは無理だと思っております。

瀧本攻議長

岡村哲雄君。

4番 岡村哲雄議員

ありがとうございます。今、町長の核ごみに対する受入れは私は反対というような思い、よく伝わってきました。大変ありがたいと思います。

そこで、今、私手元に2つの資料がございます。これにつきまして、参考に質問を行いたいと思います。

ここに資料があるんですけれども、この資料は、2016年、今から5年前ですね。6月1日に県の自治体の説明会がありました。国は、核ごみの受入れ先を探すため、資源エネルギー庁の職員等による各廃棄物の処分方法の説明会、これを毎年、各県ごとに実施しております。2016年6月1日の説明会には本町も出ております。県下で出ていますのは、出ていないところのほうが多いんです。出とるのが大体3分の1、出ていないところが3分の2、説明会にも出ませんでした。そのときに核ごみ受入れ未定の自治体、はっきり言うてね、未定というところもありました。これは県下で8自治体ありました。中には、北方の、北のほうの菰野町、あとは尾鷲市、熊野市、志摩市、大紀町、紀北町、御浜町、紀宝町、いずれもこの南部のほうばかりです。その南部でございまして、県内でも南海トラフ震源地の想定地域の真上にある自治体に集中しておるんです。

そこで、4点について質問したいと思います。

瀧本攻議長

ちょっと岡村議員、大切なお客さんが見えとるそうなもんで、遅れとるん、どんなん。

どうぞ、続けてください。すみません。

4番 岡村哲雄議員

すみません。よろしいですか。

2017年にも6月5日に県で開催されたこの説明会にも参加したのは、津市、松阪、桑名、志摩、菰野、尾鷲、熊野、南伊勢町、御浜町、名張市、それに紀北町となっています。特にこの南部地域に集中しております。

4点に絞って質問したいと思います。

昨年の三重県で実施された説明会は、オンラインで開催されたと聞いています。紀北町は出席したのか。ここ数年、毎年説明会に出席しているのか、これが1点。

2つ目、2点目。昨年の10月から12月に共同通信社が震災後10年自治体アンケートの中で、核ごみの最終処分場について、文献調査への関心などの説明がありました。そのとき紀北町は核ごみ受入れに拒否と答えたのかどうか。ちなみに先日の尾鷲市議会の一般質問では、尾鷲市長が拒否の意向であるとの答弁があった、そういった回答をしたと、そういった答弁がございました。核ごみの運びを拒否する、町長の考えもそういったお気持ちをさっき示されました。それならば、3つ目ですけれども、毎年の核廃棄物の処分方法の説明会、県であります。これは直ちに切りやめるべきじゃないのか、こう思います。いかがでしょうか。

それから、搬入禁止の条例はつくってほしいと、つくれということでございます。

以上です。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

まず、三重県の勉強会、出席しております。それから、共同通信社のことなんですけれども、これは昨年の10月からしたということで、紀北町は受け入れる考えはないと答えております。

それから、毎年の説明会なんですけれども、基本的に私は知識を得ておけと言っております。でないと、例えば岡村議員の今のような質問に答えられない状態で、白紙になります。分かりません、知りません、そういう話の答弁するわけにもいきませんので、私としては、知識は得ときなさい。私の首長のときはしないよという強い意識の下、出席をさせております。

瀧本攻議長

岡村議員。

4番 岡村哲雄議員

町長の拒否の気持ちは分かります。共同通信にも受入れは考えていないと回答されたことは大変ありがたいと思っています。

町長の在職中は受け入れないと、これはもう私は一気に核抜き条例までつくるべきだと思っています。と思います。

時間もありませんもんで、私はそれぐらいにしておきまして、次の質問に入ります。3つ

目の質問に入りたいと思います。

情報通信技術（ICT）の取組みにつきまして、国は、以前から地方創生の意味でいくつもの項目についてやってきましたが、実行は上がっていません。ところが、コロナ禍をきっかけに東京一極集中の是正に向けて大きく動いてまいりました。最近であれば、人口が減ったと。今やその原因はテレワークやワーケーション、ワーケーションと言いますと、ワーケーションの休暇と仕事のワーク、これをつけた造語でございますけれども。そういった時代に入り、全国の自治体、必死にこの流れに乗ろうと動き出しております。

紀北町は、美しい豊かな自然環境があるのは、非常にワーケーション、テレワークに適した地域だと考えております。そこで、紀北町の通信技術の今後の取組み支援についてお聞きしたいと思います。

1つ目がですね、それに対しての町長の意欲と姿勢をお聞きしたいと思います。ICTの今後の取組み姿勢。

2つ目が庁内の地域情報化計画策定委員会というのがあるんですが、その組織構成と取組みについてお聞きしたいと思います。

3つ目は、伊勢湾熊野灘スーパーシティ構想、多気を中心にやっていますけれども、それへの参加を紀北町がICTに関連して参加すると聞いております。その内容、進捗状況、あるいは課題についてお聞きします。

4つ目は、今後のマイナンバーカードの活用、コロナワクチン接種等について。これもICTの一つの活用ですので、その活用につきまして何かございましたらお願いしたいと思います。

以上です。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

それでは、情報通信技術（ICT）の取組みについてお答えをさせていただきます。

これまで施政方針等でも申し上げましたが、政府がデジタル庁設立に向け大きく動き出しておりますが、国が保有するビッグデータの活用や5G、AI、IoTといった技術を社会に浸透させ、生活や社会構造を望ましい方向へと変換させていくデジタルトランスフォーメーションを進めていますので、本町といたしましては、このように大きく動き出した高度情報化の波に乗って積極的にデジタル化を推進していきたいと、そのように考えているところ

でございます。

2番目、地域情報化計画策定委員会については、ICTに詳しい町職員と民間委員による紀北町地域情報化計画策定委員会を設置して、国・県等の支援策を活用して積極的に情報化施策を展開していけるよう、地域情報化計画を策定中でございます。

委員会の構成メンバー、おっしゃったでしたっけ。

(「そうです」と呼ぶ者あり)

尾上壽一町長

町職員7名、オブザーバーとして民間から今1名が入っております。

伊勢湾熊野灘スーパーシティ構想への参加につきましては、現在、多気町地内に開業する大型リゾート施設VISIONを拠点とした広域エリアにおいて、AI、ビッグデータ等を利用した複数分野の最先端技術を組み合わせ、高齢化や過疎化、観光振興、防災等、地域の社会課題の解決を目指すスーパーシティ構想の実現に向けて取組みが進んでいるところでございます。

本町といたしましては、これまで皆様に説明させていただいておりますように、国の動向等を踏まえまして、地域情報化計画を策定し、情報通信技術の急速な進展に的確に対応し、情報通信技術の効率的な活用による住民サービスの向上と行政事務の効率化及び地域の活性化等を図っていきたいと思っております。

それから、マイナンバーにつきましては、現在、住民票や課税証明書のコンビニ交付を実施して活用しているところでございます。国におきましては、いろいろな情報連携システムを構築しようとしております。このマイナンバーをどう使っていくかということは、国の方針等にも従いながら、それぞれの判断をしていきたいなと思っております。

ICチップの標準的に搭載されている電子証明書の機能を活用して、今後、利用範囲を拡大できるものであれば、拡大していきたいなと思っております。

それと、答弁としてはそうなんですけれども、横文字が多いので、ちょっとその部分だけ説明させていただきます。

5G、第5世代移動通信システム、AI、人工知能、IoT、いろいろなものとインターネットがつながる仕組み、ICT情報通信技術、コミュニケーションの要素を含むようなことを言います。RPA、ロボティック・プロセス・オートメーションは、人間がパソコン上で行っている定型作業をロボットで自動化にする、こういう用語でございます。よろしくお願ひします。

瀧本攻議長

岡村哲雄君。

4番 岡村哲雄議員

ただいま町長から答弁いただきました。現在のICTの前向きな取組み、庁内ですね、策定委員会をつくったというのがありましたけれども、これは素晴らしいことだと私は感じております。評価しています。ただ、職員の皆さんの意欲や取組みに対して、本年度の予算にテレワークやワーケーションの予算づけが見られないのはちょっと残念に思います。ちなみに尾鷲市では、財政が厳しい中、新規事業として、テレワークやワーケーションに150万円の予算がつけられております。これをNPOの委託など、具体的に動き出しております。

これら将来有望なICTを活用したまちづくりの取組みは、今や全国の自治体との競争です。幸い当町では意欲的な取組みが進行しています。先手必勝、負けないう、十分な予算づけの下、これからも果敢に積極に取り組んでいただきたいと思います。

以上、よろしく申し上げます。これで終わります。

瀧本攻議長

答弁は。

4番 岡村哲雄議員

答弁、町長の考えをお聞きします。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

勝ち負けではないんですが、一生懸命取り組んでまいります。今回、視察等についての予算は上げさせていただいております。それから、ワーケーション等について、Wi-Fiの整備、それからコワーケーション、そういったものも検討しました。しかし、予算を上げる限りは、そこをもっと詰めてやらなければいけないと私は考えまして、一旦、1次の予算には上がってきましたが、まずは今年研究しろという話でさせていただきましたので、予算的には上がっていないですが、十分そこは検討しておりますので。

我々としては、今、議員もおっしゃったようにワーケーションの最適の地であると私自身は思っておりますので、これからもそういった施設のWi-Fi整備、コワーケーションの場所、そういったものも考えながら、まずは今年度はしっかり勉強しながら、必要な予算があれば、また補正予算でもお願いするかも分かりませんが、よろしくお願いを申し上げます。

以上です。

4番 岡村哲雄議員

期待しております。

これで終わります。ありがとうございました。

瀧本攻議長

これで岡村哲雄君の質問を終わります。

瀧本攻議長

ここで、ちょっと時間が半端なんですけれども、10時55分まで休憩いたします。理由は、ちょっと県のほうからお客さんが見えているそうでございますので、時間を取らせていただきます。ご了承ください。

10時55分まで休憩といたします。

(午前 10時 26分)

瀧本攻議長

定刻になりましたので、会議を再開いたします。

時間調整に協力いただき、ありがとうございました。

(午前 10時 55分)

瀧本攻議長

それでは、5番 大西瑞香君の発言を許します。

大西瑞香君。

5番 大西瑞香議員

5番、大西瑞香でございます。マスクを外させていただきます。

では、質問に入ります前に、東日本大震災から10年を迎えました。あの日、一瞬にして多くのかげがえのない命と当たり前の日常が失われました。犠牲となった方々と、その家族に

哀悼の意を表すとともに、被災された皆様に心よりお見舞いを申し上げます。

それでは、令和3年3月議会の一般質問を始めさせていただきます。

大きく2点、ワクチン接種事業についてと高齢者施策について質問いたします。

まず、ワクチン接種事業について。

1. 子宮頸がんワクチン接種の対応について質問いたします。

子宮頸がんは、年間約1万人の女性が罹患し、約3,000の方が亡くなるなど、重大な疾患となっています。子宮頸がんのほとんどがヒトパピローマウイルスというウイルスの感染で生じることが明らかにされ、ワクチンを接種することにより、ウイルスの感染を防ぐことができるということで、平成22年度から国のワクチン接種緊急促進事業実施要綱に基づき、任意接種として実施されてきました。

日本でも今から8年前の2013年4月に予防接種法に基づく定期接種が開始されました。接種後にワクチンとの因果関係を否定できない様々な副反応が特異的に報告されたことから、厚生労働省は2013年副反応に関する適切な情報が明らかになるまで、ワクチン接種の積極的勧奨を差し控えるよう勧告を出しました。以来、多くの自治体が接種対象者に個別通知などによる周知を行わなくなったことで、当初70%であった接種率がその存在すら認識をされなくなり、1%未満に落ち込みました。

その後、昨年10月9日付で厚生労働省からHPV感染症、ヒトパピローマウイルス感染症に係る定期接種の対象者への周知についてが発表され、県からもワクチン接種について検討、判断するための必要な有効性、安全性に関する情報等を届けることを目的とした情報提供のさらなる充実を図るため、通知の一部改正があり、また、積極的な勧奨とならないよう留意していただいた上で、対象者への個別通知による情報提供の実施をお願いしたいという旨の依頼がありました。

そこで3点伺います。

- (1) 厚生労働省からの通知により積極的勧奨を差し控える前後の本町におけるHPVワクチンの接種率について。
- (2) 子宮頸がんワクチンの接種対象者に対して現在どのような対応をされていますか。
- (3) 現在どのような方法で対象者である女性に周知をされてるのか。

3点まとめて現状をお聞かせください。その後、再質問をさせていただきます。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

それでは、大西議員のご質問にお答えをさせていただきます。

子宮頸がんワクチンの接種の対応についてでございます。

子宮頸がんワクチンは、平成22年度から国の子宮頸がん等ワクチン接種緊急対策推進事業が任意接種として開始され、紀北町におきましても本事業を開始しました。

予防接種法の一部改正により、平成25年4月1日から定期接種としてワクチン接種が開始されましたが、平成25年6月14日、国は、「ワクチンとの因果関係を否定できない持続的な疼痛がワクチン接種後に特異的に見られたことから、副反応の頻度が明らかになり、国民に適切な情報提供ができるまでの間、定期接種を積極的に勧奨すべきではない」と勧告が出されたことから、紀北町においても積極的な勧奨を控えるようになりました。

本町における子宮頸がんワクチンの接種率につきましては、任意接種として実施していた2年余りの期間は、接種率は40%台から60%台でございましたが、勧告以降5年余りの期間は接種された方はいませんでしたが、ワクチンの有効性等を理解された上で、昨年度1名、今年度2名の方が接種を受けられているところでございます。

続きまして、子宮頸がんワクチンの接種対象者への周知等についてでございますが、子宮頸がんワクチンの接種対象となる方への対応及び周知につきましては、現在、接種が始まる小学6年生の保護者に対し、ご案内を郵送しています。この案内につきましては、医師と相談し、この方法を行っているところでございます。

以上です。

瀧本攻議長

大西瑞香君。

5番 大西瑞香議員

今、現状等を答弁していただきましたが、先ほども私もこの質問の中で厚生労働省から10月9日付で、この情報提供について実施をお願いしたいという旨の依頼がありましたということ質問させていただきました。まずこの点について、福祉保健課のほうで厚生労働省の通知は見ていただいているのか。それに対して対応するための検討はされたのか、その点について伺いたいと思います。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

まず最初にですね、私のほうから厚生労働省の方針について、専門家の会議におきまして、子宮頸がんやワクチンに関する情報や接種に必要な情報を個別にお送りすることは積極的な勧奨とは異なりますと決まったということで、勧告が出た当初より状況が変化しているところでございます。

あと、担当から答弁いたさせます。

瀧本攻議長

宮地浩福祉保健課長。

宮地浩福祉保健課長

今、町長の答弁がありましたように、積極的な勧奨についての質問でございますけれども、勧告が出た当時と変わってきたということで、今現在、福祉保健課のほうで、今現在は小学6年生の方に予防接種の案内のみの通知だけをしておるわけでございますけれども、それを踏まえまして、その勧告が出たということで、パンフレット等を案内の中に入れて送付等、今現在考えておるところでございます。

以上です。

瀧本攻議長

大西瑞香君。

5番 大西瑞香議員

私も積極的な勧奨については留意をしないといけないということは理解をしております。その上で今質問させていただいているんですが、課長からも今後の対応について答弁をいただきました。6年生の方へのワクチン接種のときにリーフ等も入れるというお話がありましたが、毎年一定年齢の対象者に情報提供する場合、当該年齢より上の対象者に送付する必要があるのではないかと思います。というのは、それを考えると、高校1年生への情報提供を毎年優先すべきではないかと考えます。その点についてと、あと、パンフレットというお話がありましたが、これは厚生労働省が概要版と詳細版という形でリーフレットを作っておりますが、そのリーフレットのことなんですか。その点、2点伺いたいと思います。

瀧本攻議長

宮地浩福祉保健課長。

宮地浩福祉保健課長

お答えします。

今、まず高校1年生の話が出ましたんですけれども、このワクチンにつきましては、小学

校6年生から高校1年生までの間、公費で無料でワクチン接種ができるということでございますので、今現在、福祉保健課のほうで考えているのは、高校1年生の方、最後の年になるかと思っておりますので、そちらのほうにも案内、パンフのほうの通知を考えておるところでございます。

まず、このワクチンにつきましては3回の接種が必要になるということで、1回目を打ってから1か月後と、それ以後の6か月後にもう1回ということで、大体7か月から8か月、ワクチン接種が終わるのにかかるということで、最後の年の高校1年生の方にも出してはどうかということで、現在考えておるところでございます。

あと、パンフにつきましては、大西議員さん言われたように厚生労働省から出ておるパンフのことでございます。

以上です。

瀧本攻議長

大西瑞香君。

5番 大西瑞香議員

厚労省のパンフにリーフレットなんですけど、これはちょっとコピーしたものなんですけど、これは詳細版になっていますので、大変詳しく書かれています。これの概要版を送られるんだとは思いますが、今後そういう対応をしていただくということで、大変ありがたい答弁をいただいたと思います。

私もこれを質問するに当たり、他市町のこともお聞きし、調べさせていただきました。この三重県内一部市町に情報提供に関する現状をお聞きしましたところ、四日市については、昨年厚労省からの通知以後、定期接種最後の年齢に当たる高校1年生女子の未接種者に情報提供のはがきを郵送されたそうです。さらに11月以降には、6年生から中学3年生までの全対象者の未接種者に同じく情報提供、全ての接種対象者に送ったそうです。その後の反応がちょっとびっくりしたんですけども、はがきを送った後の問い合わせが毎月平均11件だったのが、そのはがき送付後、10月75件、11月115件という問い合わせがあったようです。その問い合わせ内容は、どのくらいの人を受けているのか、そして、もっと早く教えてほしかったというものが多かったということで、大変驚きましたので、またこの情報提供というのは大変有効な、重要なことだと思います。

亀山の場合は、その通知を送る前は、人口が多いこともありますが、50人程度だったのが倍の100人が接種をしたというお話を伺いましたので、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。

ます。

この厚生労働省のリーフレットに関しましては、子宮頸がんの現状、また、仕組みとか治療、そしてワクチン効果はどうか、またリスクについてはどのようなことなのかという、そういう詳しい内容も書かれております。そして、国が行ったワクチンの理解度を調査した結果において、ワクチンの意義や効果を知らない、聞いたこともないと答えた方が昨年3,000人中34%という3割にも上っていたということです、ぜひ早々にその対象者、保護者に対してよく理解をしていただくために、取り組みをお願いしたいと思います。

あと、町長のほうに、この子宮頸がんに関しまして、すぐに厚労省からの通知に対して対応を行った自治体もあれば、すぐに行わなかったという、やはり自治体も中にはいると思います。その点に関して、町長のほうからちょっと答弁をいただきたいと思います。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

まず、平成25年6月14日、ワクチンとの因果関係を否定できない持続的な疼痛があったという、これが25年で、それから接種も少なかったということで、恐らくこの子宮頸がんワクチンそのものに対する認知度、下がっているのではないかと思います。そういう意味では、接種するしないは本人の希望、保護者の希望でありますので、まずは周知させることが大事だと思いますので、議員おっしゃるように、その周知にも今後努めていきたいなと思います。

瀧本攻議長

大西瑞香君。

5番 大西瑞香議員

今、町長から答弁もいただいたように、接種の呼びかけということではなく、親御さんと対象者の方が疾患の概要、ワクチンの有効性等の情報を正しく理解し、命を守る機会は平等に担保をされなければならないと考えます。将来、その女性の方、対象者の女子の方が出産をし母親となったときに、特に女の子を出産したときに、しっかり相談に乗ってあげることが大事であり、判断ができるように対応をよろしくお願いいたします。

では、次の質問に移ります。

2点目、新型コロナワクチンの接種計画について。

昨年来のコロナ禍において、目に見えない敵により、私たちの生活が大きく変わり、マスクが欠かせなくなり、人との触れ合い、つながりが中断する状況となってしまいました。よ

うやく感染対策の決め手というワクチン接種が医療従事者から始まり、順次、高齢者へのワクチン接種が始まりました。行政内では現在、人事異動もある年度当初の大変忙しい中ではありますが、接種体制を構築していかなければなりません。

当町のワクチン接種計画について質問いたします。

(1) 集団接種、個別接種体制について。

(2) 接種完了までの接種当日の流れについて、計画してみえることを伺いたいと思います。よろしく申し上げます。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

それでは、新型コロナワクチンについてお答えさせていただきます。

当町のワクチン接種方法につきましては、集団接種によるワクチン接種ということで準備を進めさせていただいております。接種会場につきましては、海山公民館と東長島公民館の2会場といたしまして、移動が困難な高齢者の方に対しましては、送迎バスの運行を予定しているところでございます。ワクチンが供給された際、速やかに接種を開始できるよう準備を進めているところでございますので、皆様のご理解とご協力をいただきたいと思います、そのように思っております。

接種当日の会場運営として、2月24日に東長島公民館、3月12日に海山公民館において、職員による会場の配置等の確認を実施いたしました。その際出た課題を修正し、3月24日、東長島公民館におきまして、住民の方にも参加していただきまして、シミュレーションを行う予定でございます。

続きまして、接種完了までの流れについてでございますが、まずは、接種当日は接種券と事前に記入いただきました予診票、本人確認書類をお持ちいただきまして、密を避けるために予約時間に会場にお越しいただくようお願いいたします。

会場では、入り口においてお一人ずつ順番に体温測定と手指の消毒を行っていただきます。発熱がなければ予診票の記入漏れがないか確認をできた方から、医師の予診、続いてワクチンの接種を受けていただきます。

接種が終了した方につきましては、接種済証の発行や、1回目の接種の場合は2回目の予診票を受け取っていただきまして、副反応等による体調の変化が起こらないか30分間様子を観察させていただきます。30分経過し、体調の変化がなければ、お帰りいただく流れとなります。

ます。

また、ワクチンの接種部位は肩のすぐ下となりますので、スムーズに接種を受けていただけるように、当日は肩を出しやすい服装でお越しいただきますようお願いいたします。

以上です。

瀧本攻議長

大西瑞香君。

5番 大西瑞香議員

詳しく答弁をいただきましたし、前議員、岡村議員からも質問がありましたので、ちょっと重複しない点での質問をさせていただきます。とはいいながらも7点あるんですが、2、3点ずつ簡単に簡潔に質問いたします。

現在、医療従事者の接種が行われていますが、その接種状況について、まずお聞きしたいのと、そして、介護施設入居者への接種体制について、この点についてまずお聞きしたいと思います。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

担当課長より答弁いたします。

瀧本攻議長

宮地浩福祉保健課長。

宮地浩福祉保健課長

医療従事者のまず接種に関してですけれども、当管内につきましては、まだ医療従事者のワクチンの接種は、今現在開始されておられません。尾鷲の総合病院の医療従事者だけ、今現在進んでおる状況でございます。

あと、高齢者施設につきましては、今現在、紀北医師会のほうと調整を進めておまして、紀北医師会が高齢者施設に伺う格好と、あと、指定がございまして、そちらのほうでしていただけるようなところも今のところあるということで、今現在調整中ということでございます。

以上です。

瀧本攻議長

大西瑞香君。

5番 大西瑞香議員

医療従事者に関しては、高齢者のワクチン接種のときに携わっていただかないといけないので、それまでには接種完了もできるように、これは国からの状況によってしまうんですが、なんとかそれまでに間に合うようにすればいいと思います。

また、実施計画を提出しないといけないと思うんですが、その実施計画の提出はいつまでになっているのかということと、その相談体制、今、県のほうが相談体制を既に取り組んでおりますが、町としての相談体制について、決まっていることがあれば伺います。

瀧本攻議長

宮地浩福祉保健課長。

宮地浩福祉保健課長

実施計画につきましては、国のほうに順次しておるところでございます、その都度、その都度という格好で今進んでおります。

それと、町民からの相談の件でございますけれども、29日から、ちょっと窓口のほうも設けたいなということで今、考えておるところでございます。

以上です。

瀧本攻議長

大西瑞香君。

5番 大西瑞香議員

その窓口というのは、メール等は使わず、まずは高齢者のワクチン接種ということですので、電話だけの相談体制の窓口ということですね、直接来ていただくか、その確認をさせていただきます。

瀧本攻議長

宮地浩福祉保健課長。

宮地浩福祉保健課長

電話対応でございます。

以上です。

瀧本攻議長

大西瑞香君。

5番 大西瑞香議員

あと、接種会場までの交通手段、送迎バスの運行というお話があったんですが、国のほう

では、こちらはタクシー会社がありませんが、タクシーを使う場合、契約をすれば、その分に関する交通費の補助は全て行うということをおっしゃっております。こちらについては、その交通手段については、福祉タクシーや、この「えがお」の利用という、そういうことは考えてみえるのか伺いたいと思います。

瀧本攻議長

宮地浩福祉保健課長。

宮地浩福祉保健課長

お答えいたします。

その件につきましては、今、プロジェクトチーム等をつくっておきまして、そこら辺も検討を今しておるところでございます。

以上です。

瀧本攻議長

大西瑞香君。

5番 大西瑞香議員

分かりました。

あと、聞けばもうたくさんあるんですが、最後、あと2点だけお聞きします。

ディープフリーザーですね。それはやはり補助電源があるところで保管をしないとイケないと思うんですが、どちらで保管をされているのかということと、あと、人員体制、行政の職員も関わるということなんですが、ちょっと健康保険の関係でお聞きをしたいんですが、ワクチン接種に従事する被扶養者の方の収入の取扱いということで、それに携わった場合、130万円以上となっても、被扶養者認定を取り消さないと言われておりますが、これに携わる紀北町におけるこういうことに関係してくる職員の方等はお見えになるのか、その点を2点伺いたいと思います。

瀧本攻議長

宮地浩福祉保健課長。

宮地浩福祉保健課長

まず、ディープフリーザーの件でございますけれども、設置場所につきましては、本庁舎内で予備電源が入るところ、格好で今備えておるところでございます。

あと、今おっしゃられました扶養認定の件につきましては、このワクチン接種に係る短期の扶養の方につきましては、扶養から外さないという通知も見ておるところでござ

ございますけれども、今現在、当町で、町長もおっしゃられましたように全庁を挙げて対応するというので、職員と、あと会計年度任用職員等も手伝っていただかなければならないということ、そこら辺のほうも今後検討というんですか、対応になってくる方もひょっとしたらみえるかなということ考えております。

以上です。

瀧本攻議長

大西瑞香君。

5番 大西瑞香議員

分かりました。

また、これからもいろいろ国からの下りてくることが変わってきたり、その計画も変えていかないといけない状況は何回もあるかと思うんですが、皆さんが安心して接種ができるように、どうぞ取組みをお願いしたいと思います。

では、続きまして、高齢者施策について質問をいたします。これについては1点1点、一問一答で質問をさせていただきます。

認知症の方やひとり暮らしの高齢者等の見守り体制整備について。

認知症の方とその家族が安心して暮らしていくためには、地域の見守り、支えも重要であります。そこで、(1)認知症サポーターの方、地域の方を活用した認知症高齢者SOSネットワークについて伺います。

県内には、多くの自治体が行方不明になる可能性のある方を事前登録していただき、行方不明になったときに地域の皆様の協力で早期発見、保護につなげ、事故を未然に防ぐ取組みを行っています。令和元年12月に認知症対策における地域の役割と見守りについて、認知症サポーターの活動促進や行方不明者の早期発見について質問をさせていただきました。1年が経過し、現在の状況について伺います。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

それでは、高齢者施策についてのご質問にお答えをいたします。

認知症の方の見守り体制につきましては、地域包括支援センターと連携しながら認知症総合支援事業の認知症地域支援推進員の配置と、認知症初期集中支援チームによる本人や家族の相談支援やケース検討を通じた支援方針を決定いたしまして、早期介入や適切な介入に向

けて取り組んでいるところでございます。

また、認知症サポーター養成講座を通じまして、地域の住民や企業、小学生など、様々な方々に認知症の正しい知識を知っていただくとともに、認知症の方への適切な対応方法などを学んでいただく機会を継続して開催しているところでございます。

ご質問の認知症高齢者等のSOSネットワークに関連する部分につきましては、現在、地域包括支援センターにおきまして、見守りが必要な方の見守り連絡票を作成し、対象の把握や対応に努めるとともに、行方不明等の有事に備え、警察へも情報提供を行っているところでございます。

瀧本攻議長

大西瑞香君。

5番 大西瑞香議員

認知症で一人歩きをしてしまう方の高齢者施策ということで、地域の見守り、支えということで答弁をいただいたんですが、今後このSOSネットワーク、スマホ等を使って、行方不明者の方が見えたら、その対応をしてくださる方にメールを送り、探していただくという、そういう取組みがございしますが、昨年も松阪市が大変積極的な取組みをされていて、国のほうからも視察に見えたというお話も伺っています。

その点も含めて、今後この認知症サポーターの方が大勢見えますので、そういう方々にも登録をしていただいて、このSOSネットワークの推進に入っていただく、そういうことも必要になってくるかと思うんですが、その点について、今考えてみえる計画等ありましたらお聞かせいただきたいと思います。

瀧本攻議長

宮地浩福祉保健課長。

宮地浩福祉保健課長

すみません、先ほども町長のほうから答弁もありましたんですけれども、今年度はいろいろと構築に向けて、地域包括支援センター等とも協議をしてまいりました。それで、来年度に向けまして、紀北町の認知症高齢者SOSネットワーク事業の構築に向けて、要綱等を定めまして、議員さんおっしゃられた松阪市さん等のことも参考にしながら、事業をどうしていったらいいんかということで検討をしていこうかなということで、課内のほうと社協、包括支援センターと、またあと、警察、消防等も含めまして検討していくということで進んでおるところでございます。

以上です。

瀧本攻議長

大西瑞香君。

5番 大西瑞香議員

検討されているというお話ですので、また、予算も要ることですので、町長からもその点について、今後強い推進をしていただきたいと思うんですが、答弁をお願いします。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

おっしゃるとおり、認知症の方、それで、郵便局とかある金融機関についても、オレンジリングのそういう講習を受けていただきまして、今もそういう不確かな歩行をしている方たちを見守っていただくという取組みはやっております。

そういった意味で、議員がご指摘のようなSOSネットワークですね、そういったものも積極的に取り入れていきたいと思いますが、今、課長も申し上げたように、社協とかそういう地域包括なんかも含めて、地域共生社会として、この町が高齢者の方たちが安全・安心で暮らせるような、そういった形を構築していきたいと、そのように思います。

瀧本攻議長

大西瑞香君。

5番 大西瑞香議員

1年前の質問から比べると、かなり推進が進んでいるなということを感じましたので、今後も認知症の高齢者の方、おひとり暮らしの高齢者等の方が地域に支えられ、見守り、安全・安心な暮らしをできるよう、体制整備に今後もよろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、(1)の点とかなり重なる部分があるんですが、一人歩きをしてしまう認知症の方や高齢者の早期発見につながるQRコードワッペン等の推進について質問をしたいと思います。

これも、ほかの自治体の例ばかり言って申し訳ないんですが、松阪市も登録番号の入った反射板シールを10枚ほど配布をし、杖やいつも履く靴等に貼っているというお話を聞きました。ワッペンと、またGPS機能の取組みもあるんですが、これに関しましては、貸出しをして、いつも履く靴等に取り付けていただいて、GPSでどの辺にいるかということキャッチするという、そういうGPS機能貸出しの取組みもいろんなところで行われているので

すが、その点も含めて答弁をお願いします。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

先ほども申し上げましたが、いろいろね、施設からもとか、いないよということで消防団が出たりとか、当町にも事例が幾つかあるんです。そういうことも踏まえると、こういった施策も必要ではないかと思いますが、何分にもちょっと、今現時点では取り組んでいないので、勉強させていただいて、どういうことができるかということの研究させていただきたいと思います。

瀧本攻議長

大西瑞香君。

5番 大西瑞香議員

本当に事故があってからでは遅いですし、やはり家族の方というのは、もういなくなったときに、自分たちで何とかしないと、ほかの方に迷惑をかけてはいけないという、そういうことも頭をよぎって、どうしても発見が遅れてしまうという、そういうことがありますので、行政としてできるこのような取組みは、今後予算を上げていただいて、推進をしていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

あと、続きまして、2番目の認知症高齢者個人賠償責任保険事業の導入について質問いたします。

昨年1月に認知症施策の先進地と言われる愛知県の大府市に視察に行かせていただきました。この当時はまだコロナがこちら中部地域も蔓延をしている時期ではありませんでしたので、視察に行かせていただきました。その自治体、大府市では、平成19年、認知症の人の鉄道事故が発生し、様々な課題を多くの人に投げかけました。家族は一生懸命介護をしてきたにもかかわらず、ほんの目を離した間に起こったものです。裁判は最高裁まで行き、監督責任も賠償責任もないという判決が最終、決まりました。

それから、認知症の高齢者個人賠償責任保険事業というのが全国で進んできました。このような大きな事故だけでなく、お店のものを壊した、また、よそのお宅の中でトイレが間に合わなかった、汚してしまったという、そういうことにも対応ができます。

本町の認知症の今後の推移を考えますと、このような保険制度を公的に運営していかれることも必要かと思います。この点について、町長の答弁をお願いいたします。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

認知症の高齢者等の個人賠償責任保険事業ということなのですが、申し訳ございません、私このご質問をいただくまで存じておりませんでした。

それで、このことについて少しご説明をさせていただきたいと思います。

個人賠償責任保険につきましては、他人にけがを負わせたり、他人の財産を壊したりして、法律上の損害賠償請求を受けた場合に、賠償金等を保障するもので、一般では火災保険や自動車保険等の保険に個人賠償責任特約という形で加入することができております。ご質問の認知症高齢者等個人賠償責任保険事業につきましては、認知症の方が法律上の損害賠償責任を負う場合に備え、自治体が保険料を負担し、認知症高齢者が加入するものです。

現在実施している自治体における認知症高齢者等個人賠償責任保険事業の対象者は、認知症高齢者等SOSネットワークに事前に登録している方で、要介護認定申請時の主治医意見書に認知症の診断名がある方となっております。

したがって、当町においては、まずは認知症高齢者等SOSネットワークと警察や消防等の関係機関や協力団体との関係づくりを進めまして、地域の見守りネットワークづくりをまずは進めていきたいと、そのように思っております。

瀧本攻議長

大西瑞香君。

5番 大西瑞香議員

事業を行うにも順番があると思いますので、町長の答弁どおりSOSネットワークをまず構築していただいて、ぜひこの賠償責任保険事業の導入もお願いしたいと思います。掛け金は1人1,000円か2,000円ぐらいと聞いております。家族の負担、不安を少しでも軽減していくために、この認知症に関する環境整備をぜひ進めていただきたいと思います。

当町も現在46%ですか、もう高齢化率等もなっております。まだこういう状況はしばらく続くと思いますので、どうぞ尾上町政の取組みとして事業をよろしくお願ひしたいと思ひます。

先ほどお話をさせていただきました大府市においては、認知症に対する不安のないまちづくり推進条例というものもつくって取組みをしております。本当にここは事故もあったということもあり、10年後にはこういう条例も制定をされております。

今後も行政挙げて、福祉保健課と共有も協力をしていただき、また、包括、様々な福祉関係者と連携を取っていただき、悲しい事故等がないように今後積極的に取り組んでいただきたいということをお願いしまして、私の3月議会の質問とさせていただきます。

瀧本攻議長

大西瑞香君の質問を終わります。

瀧本攻議長

ここで、1時まで休憩といたします。

(午前 11時 39分)

瀧本攻議長

それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後 1時 00分)

瀧本攻議長

次に、3番 柴田洋巳君の発言を許します。

柴田洋巳君。

3番 柴田洋巳議員

議長の許可をいただきましたので、通告どおりの質問をさせていただきますけれども、脱線しそうになりましたら、議長、アドバイスしてください。

今から紀北町のために一生懸命質問をさせていただきますので、どうぞ皆さん、よろしく願いいたします。

まず、私が質問する前に、今日の質問はどういう理由で質問するのか、その辺をちょっとお話しさせていただきます。

私が議員になってからの紀北町の重要議案、1つ、生活環境の保全に関する条例、1つ、東紀州2市3町広域ごみ処理施設、1つ、令和2年度一般会計予算、この重要議案3件がい

ずれも1票差の可決です。このような例は、三重県内はもちろん全国的に例がないと思います。私は、この3議案とも反対しましたし、そのほか閉校となった引本小学校の活用の進め方についても反対いたしました。これら反対の理由は、反対討論でその都度詳しく述べておりますが、一言で表現すると、尾上町長の物事に対する考え方は、根本的に間違っていることが多い。あと一つは、議会軽視の進め方です。すなわち1票差ということは、あと一人の議員の考え方で逆転です。尾上町長は住民の声を代表する議員の投票が1票差の意味を分かっていない。物事に対する考え方や見方が根本的に間違っていることに気づいていない。加えて、尾上町長の自然環境に対する知識の浅さ、勉強不足により、日本屈指の自然環境がなくなりつつあることに気づいていない。これは、紀北町にとって大変重大なことです。

本日は、このような視点で質問いたしますが、項目が多いので、再質問は1回といたします。

それでは、具体的に質問をさせていただきます。

質問1、大きい質問です。紀北町の物事の進め方について。

(1) 困ったこと、難しいことをどのような方法で解決いたしますか、しておりますか。

その辺を簡単に結構なんで、ご答弁をお願いいたします。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

それでは、柴田議員のご質問にお答えをいたします。

物事の考え方についてということなんでございますが、町行政における様々な課題に対しましては、関係する部署の職員との綿密な協議のほか、必要に応じて県や国などの関係機関にも相談等を行いつつ、また、町民の皆さんのお話も伺い、さらに専門的な意見が必要な場合には、その分野に関する外部の方々の意見に加え、議員の皆様のご意見もお聞きしながら、その解決に向け、問題点や課題の整理、分析を行い、最も最適と考えられる方法により取り組んでおります。

瀧本攻議長

柴田洋巳君。

3番 柴田洋巳議員

では、町長、私の場合を参考に申し上げたいと思います。

私は、身近な問題は、近所の幼なじみとか親戚の方に相談いたします。それで、紀北町や

尾鷲に関する問題は、高校の同級生やバスケット仲間、熊野古道の保全とおもてなし活動で知り合った仲間、そして、環境、まちづくり、社会問題については、議長、先ほど国会議員の方とお話をさせていただきましたけれども、これはやはり大事なことだと思うんです。紀北町に住んでいる人だけではなくて、国の、あるいは政治の中心にいる方にも相談すると、そういうことがこの紀北町にとっても大事だと思っています。

そういう意味で、前福島県知事、佐藤雄平さんと言いますけれども、そういう方とか、前埼玉県知事、上田清司さん、こういう方とも相談しています。なぜそういう方に相談しているかという、前埼玉県知事、上田清司さんは、東清剛さんの弟さんの親友なんです。紀北町に何回も来ております、落選議員の頃。そういう方で、紀北町のことは本当によく知っています。それから、前福島県知事、佐藤雄平さん、これは先ほど岡村さんがいろいろご質問されていましたが、原発事故が起きたとき、そのときの知事なんです。4、5年前に引退しましたが、そういう方ともいろいろ連絡するというのが紀北町にとって、あるいはそういうアドバイスをさせていただくということが紀北町にとって僕は大事なことです。そういうことをそういう方に相談しています。

また、細かい行政的なことについては、東京都や23区の要職に就かれていた人、そのほか斉藤先生とか、十朗先生とか、そういうそれぞれの分野の専門家に電話一本でアドバイスをいただいております。これができるのはね、町長、40年、50年のお付き合いと日々の交際を大切にしているからです。やはり紀北町、今1万6,000人ですか、そちらのリーダーになる人は、やはり先ほど言ったように中央の要職にある人、あるいは政治活動をしている人、そういう人にも相談して解決の糸口を見つけると、そういうことが私は大事だと思っていますし、それでは(2)の質問に入ります。

町独自の取組みや新規事業を立ち上げるときに大切にすることをお聞かせください。お願いいたします。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

物事の進め方の中で、町独自の取組み等についてでございますが、以前にもこれは答弁させていただいております。町の事業につきましては、平成29年度にスタートした第2次総合計画の基本構想、基本計画に基づき実施することを基本としております。これらの計画につきましては、各分野における代表の皆様や多くの方に参画いただきまして策定しているもの

でございます。

したがって、新規事業につきましては、多くの皆様のご意見や思いの詰まった、これらの計画の趣旨を大切に、今後も紀北町にふさわしい事業を推進してまいります。

瀧本攻議長

柴田洋巳君。

3番 柴田洋巳議員

私は、もうちょっとやはり大きい目線で、大きい目線というかな、捉え方で考えています。私が町長であれば、繰り返します、私が町長であればですね、日本屈指の自然環境を守り、自然環境日本一の紀北町を考えます。それから、2つ目ですけれども、林業、漁業、観光宿泊業の支援を常に考えます。それから、心の豊かさ、日本一の紀北町を目指します。教育長、こういうことでよろしいでしょうか。

それから、子どもは地域の宝、これも一生懸命やりたい。それと、まだ幾つかあるんですけども、隣の尾鷲市、それから大紀町との共同体制を目指すことも大事じゃないのかなと。

先ほど岡村議員が質問されていましたが、原発というか、放射能汚染された土砂、それは尾上町長は、住民がそういうことであればいいでしょうと、そういう答弁であったと思うんですけども、私は絶対反対の立場で活動というか、条例も含めて、そういう方針をとりたくて、そう思っています。

そういうことで、先ほど町長が答弁されたことは、何かちょっと事務的すぎるんじゃないでしょうか。そういうことを感じました。

それでは、次の質問に入ります。

大きい質問2、海野小学校、引本小学校の閉校後の活用について。

閉校が決定しても、なぜ活用を協議しなかったのですか、お答えください。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

閉校後の活用についてなんですが、その前に1点だけ訂正、柴田議員のおっしゃったこと、少し私の趣旨とは違いますので、住民がそうであればいいということではないです。私は反対ですと、しっかり明言させていただいたんで、またそういう賛成とかいう首長が出たり、住民の方がそういう人が地域であれば、それはそれで仕方ないんじゃないですかという言い方をしたんで、私は反対と明確にお話しさせていただいたんで、誤解のないようお願いを

申し上げます。

海野小学校については、令和3年3月31日をもって閉校となります。その後の校舎及び学校用地の活用につきましては、閉校後、地域の方々などとともに協議をしながら、よい活用方法をしてまいりたいと思います。よろしくお願いを申し上げます。

瀧本攻議長

柴田洋巳君。

3番 柴田洋巳議員

私の考えはちょっと違います。海野小学校も引本小学校も地域のシンボルであり、教育、文化、スポーツ、そして思い出がたくさん詰まった忘れられない場所です。在校生はもちろん、卒業生、地域住民、校舎はどうなるのか心配です。寂しいと思います。

私の経験ですが、閉校を検討するときは、閉校後の活用も一緒に行う、引本小学校閉校記念誌の作成委員長でありました速水亨さんも記念誌に同じようなことを書いております。在校生に閉校後の活用について、作文や絵を描かせる、卒業生や地域住民の人たちにも提案していただく。そして、これらの作文、絵、提案を閉校式会場に展示して、来場者に審査をしていただく。要するに海野小学校の閉校を時間をかけ、みんなで考える。これがまちづくりではないでしょうか。引本小学校のように閉校が忘れられた頃、突然、町が社協の移転を発表する、このような手法は地域のコミュニティを壊しますし、行政が行うべきではありません。

次です。質問3、紀北町のごみ処理について。

なぜ2市3町の広域ごみありきなのですか、お答えください。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

先ほども答弁の機会を与えられなかったんで、少しお話をさせてください。

時間をかけて考える、これも全くそのとおりだと思いますので、私はそのようにします。

それと、紀北町の方針というものがございます。これ私が議員になったときから、その方針で進んでいるものと考えております。子どもたちが学んでいる間は閉校に対する不安を感じさせないため、また、地域の皆様に対しましても母校が閉校する寂しさを考慮しまして、紀北町では閉校後に今後の活用方法を検討すると、そのような方針で来ております。

合併時のですね、この今現在の庁舎なんですけれども、そのときの決定も、学生、学んでいる方、地域の方、そういった方にしっかり不安を与えないように配慮したように、合併の

協定の中で5年を目途に、経済的とか利便性とかそういういろいろのものとして具体的に名前を上げずに、気持ちの中ではここということ、皆さんご同意したんだと思いますが、そういう方向でしておりますので、我々といたしましては、そういう方向性をもって、時間をかけて、今、議員がおっしゃったように考えていきたいなと思っております。

それでは、広域ごみについてお答えをさせていただきます。

広域ごみにつきましては、様々な。

3番 柴田洋巳議員

今のは、質問してません。

尾上壽一町長

ごみじゃなかった、今。言いましたよね。

広域ごみにつきましては、全協等でも説明させていただいたような形で進めております。経済性だけではなく、メリット、デメリットを含めた総合的な判断におきまして、広域化を目指すことが妥当と考えまして、議会の判断を仰いだところでございます。

瀧本攻議長

柴田洋巳君。

3番 柴田洋巳議員

今日の私の質問は、最初の質問で町長の答弁をいただければ、私はそれでいいと思っております。そういうことです。これからもそういうことで進めます。

今の広域ごみ処理施設についてですけれども、やっぱり違うんですね。広域ごみ処理施設の完成は順調に進んでも8年先です。今、調査、比較検討しなくては取り返しがつかなくなる問題は山積しております。広域ごみ処理事業に参加表明するのは時期尚早という理由で、私含め6名が反対、結果は6対7の1票差でした。この1票差と8年以降の町の負の遺産になりかねない心配事を無視する町長の考え方や進め方は、町長としての資質がなさ過ぎると思います。8年先のことは関係ないと言っていることと同じに私には聞こえます。私はこの心配を取り除くため、4月中旬に、ごみ処理の専門家を招き勉強会を開催いたします。ということで3番終わります。

質問4、紀北町の生活環境の保全に関する条例について、参考にした条例名、誰に相談したのか、なぜ不必要な環境宣言をしたのか、お答えいただきたいと思っております。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

条例について、また環境宣言についてのご質問がございました。これらもう全て何度もお答えさせていただいておりますので、簡潔にお話しさせていただきます。

条例制定においては、関東地方の複合的に規制を施している県条例とか、市町村条例を参考にしました。また、相談したのは、係争問題の専門家である弁護士なども相談しております。そして、環境宣言については、大変すばらしい宣言だと自負しております、内外に、自然と良好な環境を守る理念を発信していきたいと考えております。

瀧本攻議長

柴田洋巳君。

3番 柴田洋巳議員

今の尾上町長の答弁は、答弁どおりの人たちに、あるいは参考事例をいろんな自治体に相談しておれば、あるいは弁護士に相談しておれば、あんな現在のような条例ができるはずはないんです。それだけ申し上げておきます。

質問5、県外からの土砂と改良土について。

県外からの土砂と改良土の埋立てについての町の考え方をお聞かせください。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

県外からの土砂等についてお答えをさせていただきます。

もちろん建設発生土については、土砂の素性、添加物、性状等が発生場所ごとにいろいろと違うと思います。それらも踏まえ、土壌環境基準値内であることを確認することが不可欠でありますし、県または町条例をもって、規制と監視をしていくことが必要だと考えております。

瀧本攻議長

柴田洋巳君。

3番 柴田洋巳議員

一つ一つ私は文句つけるわけじゃないんですけども、本当に今の町長の答弁、どこへ行っても通じないと思います。それだけ言っておきます。

それと、私は基本的にはやっぱり県外の土砂を止めると、それが基本だと思います。これは尾上町長はどこの条例を参考にしたのか知りませんが、私は、茨城県、あるいは茨

城県下、千葉県下の自治体にはそういう盛り込みを、県外の土砂は運び込ませないと条例にそういう文言を明確に盛り込んでおります。だから、先ほど言ったようにどこの条例を参考にしたのか、町長ははっきり言わなかった。それが非常に私とすれば不信です。

それから、質問6、紀北町の沿岸、湾、入江の水質について。

白石湖の養殖カキの麻痺性貝毒、紀伊長島地区の伊勢エビの不漁、ひじきの不作が新聞で報道されました。紀北町はどのような対応、対策を取りつつありますか。その辺をお聞かせください。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

海産物等についてということなんで、それぞれつき磯をしたり、稚エビの放流をしたり、ガンガゼ駆除、そういったことを行っております。そういった状況が現れているのも地球温暖化による海水温の上昇、黒潮の蛇行などが原因となっていると考えられております。魚の生息域や魚が捕れる時期に応じて、この冬場にもカツオなども捕れておりました。ブリ、マイワシが想定外の季節によく捕れる、こういったこともあります。そういったことから、環境の変動が大きく影響しているのではないかと考えております。

瀧本攻議長

柴田洋巳君。

3番 柴田洋巳議員

今、尾上町長の環境の変動、それは確かにあるかもしれませんが。でも、私、4年間、建設残土、この地域の環境をずっと勉強してきた限りでは、先ほど来、問題になっている県外からの建設残土、改良土、それがかなり影響しているんじゃないかと、そういう心配をして、日々活動しております。具体的に申し上げます。紀北町の生産業の中心は何といても沿岸漁業と入江、湾で行う養殖業、そしてこれらを材料とする干物等の加工業です。この職業をこういう仕事をしている方の一番の心配事は海の汚染です。特に東京湾、大阪湾から紀北町に大量に運び込まれた建設残土、改良土による汚染は心配です。昨年11月、尾鷲市山林に投棄された改良土らしき土砂を東京農工大学大学院教授に検査していただいたデータによると、電気、電子工場、化学工場の残土、そこからの土が運ばれていると、そういう可能性があるときちんと指摘しています。これはこの前、紀北町の職員の方も、この記者会見参加されておりましたので、お聞きになっていると思います。ので、行政でもっと、私どもが東京

農工大学の教授に検査をしていただいたのが最初のスタートで、もっとやっぱり行政で詳しい検査をする必要があると、コメントをいただいた畑先生も明確に言っております。そして、この報告書一式、尾上町長に先日手渡しました。それには検査だけではなくて、一流の環境学者で編成する環境調査団も要請しております。町長に手渡してまだ10日ほどなんで、まだ回答はいただければそれでも結構なんですけれども、この会場でもしやるよと、いや、ちょっと待てよと、そういう程度の話でもよろしいんですけれども、ご答弁いただければ、回答いただければお願いいたします。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

適宜、状況に応じて判断させていただきます。

瀧本攻議長

柴田洋巳君。

3番 柴田洋巳議員

私ども、これ記者会見で、東京農工大学の先生の検査結果は、記者会見で畑先生に考察を述べていただいたんですけれども、これは知事にもお届けしてありますし、尾鷲市長にも届けてあります。近いうちに環境大臣とか、農水大臣とか、そういう方々にもお送りしようかと思っています。先ほど来、申し上げましたように、紀北町にとっては、いろんな産業がありますけれども、私は水産業、水産加工業、それが紀北町の命だと思っていますので、これからも一生懸命紀北町だけじゃなくて、中央省庁の協力もいただいて、あるいは学者の先生の協力もいただいて、何とかそういう気候変動ではない分野の原因を突き止めたいと、そう思っております。

それでは、続いてよろしいですか。

瀧本攻議長

はい、いいです。

3番 柴田洋巳議員

質問7、水道水源保護審議会について。

その中の質問1、委員の選任方法と選考基準をお聞かせください。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

審議会委員につきましては、専門家や町民の意見を行政運営に反映させることを目的として設置しております。弁護士、地下水文学、環境法、森林水文学、大気水質環境調査等の学識経験を有する者、三重県の環境保全等に携わる職員、その他町長が認めるということで、自治会連合会会長などで構成しております。

瀧本攻議長

柴田洋巳君。

3番 柴田洋巳議員

何かあんまり熱のない答弁でした。私は熱のある考え方を申し上げます。

空気、水、土壌の汚染に関する審議会は、物理、科学、法律の専門知識を持った人でないと審議に加われません。私は2回の審議会を傍聴しましたがけれども、物すごくそういうことを実感として感じました。先ほど何かいろいろ最後のほう言っていましたけれども、充て職の選考は根本的に間違っていると思います、今回の場合。選任された方も困っております。選任方法、それから選定基準を考え直すべきだと思っています。答弁は要りません。

次、2つ目の質問、審議会の審議の範囲についてお聞かせください。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

審議会の目的は、住民に安全・安心な水道水を供給するというところでございます。計画内容が水源地の水量や水質への汚濁などの影響があるか否かを審議するのが目的でございます。

瀧本攻議長

柴田洋巳君。

3番 柴田洋巳議員

一般市民は全くそういう考え方は持っていないと思います。私は、そういう意味で私の考えを申し上げます。

審議会を傍聴した限り、施設に出入りする車の騒音、それから交通事故、それから施設からの粉じん、あるいは近くを流れる、上里の今回の産廃施設であれば大河内川なんですけれども、大河内川の下流域への様々な影響は審議されませんでした。地域生活者にとっては、大変これは不満です。これは急遽畑先生がこの上里の産業廃棄物処理施設の意見書を出してくださったんですけれども、これについても全く審議されておられません。それと一番大事な

のは、3年ほど前に、上里汚染土壌処理施設が大問題になりましたけれども、これに関する阻止、いろんな人たちが反対運動して阻止して、住民が騒ぎました。その経過、あるいはそのほかたくさん情報もありましたけれども、審議会の審議資料にはこれはなかったと思います。そして、2回の審議で延べ3時間、これで終わりました。私は、こんないいかげんな審議会は認められません。再審議をお願いするとともに、上里汚染土壌処理施設のときの審議会長であった、今回もそうですけれども、宮岡三重大学教授の審議会会長の更迭を求めます。加えて、もう一つ大事なことがあります。これは水道水源ではないんですけれども、生活環境の保全に関する条例、私は先ほど言ったように欠陥だらけの頼りない条例と言っておりますけれども、この条例の第7条1項、それから施行規則第4条はじめ、この生活環境の保全に関する条例が今回の上里産業廃棄物処理施設に全く適用されていないんです。生活環境保全に関する条例はそういう環境破壊についてはいろいろ審議されなくちゃならない、あるいは町長にいろいろ書類を届け、いろいろ審議されなくちゃならない。そういうことも明確に書いてありますけれども、そういうことを今回の上里産業廃棄物中間処理施設には、審議されておられません。これは私は紀北町が告発されても仕方ないと、そういうふうに思っています。これについては、尾上町長、考え方を。これに対する尾上町長の考えをお聞かせいただければと思っていますけれども。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

あまり趣旨はよく分からないんですけれども、こういう議場で個人名を出して更迭とかそういう話はおかしいんじゃないかと、まずはそのことをお話しさせてください。

それから、我々としては、水道水源保護条例において審議することが妥当だと感じましたので、そのような手段とさせていただきます。

瀧本攻議長

柴田洋巳君。

3番 柴田洋巳議員

まさかそういうことで町長が答弁されるとは思いませんでした。これは生活環境保全に関する条例の運用、適用が忘れられましたねと、いや、急いでやりますよと、私はそういう答弁があると思っていました。そういう意味で、これはいろんな法律家と相談して、またいろんなことを進めたいと思っています。

最後の質問8、上里町道5号線から紀北作業所へ入る町道入り口の古い民家について。

この入り口にある古い民家の所有者は、今年の夏までに解体すると決め、もう既に解体工事が始まっております。この土地を紀北町が買って、町道や小公園にする。このことによって、上里地域はもちろん、紀北町のまちづくりが一挙に進みます。この夢のあるプラン、考えをどう尾上町長は思いますか。お答えください。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

あんまり逆らいたくなかったんですけども、小さな土地を1つ公園にすることによって、まちづくり一気に進むとは私思いません。

まず、町の考え方をお話しさせていただきます。道路事業については、既存の町道を適切に維持管理し、日常生活に支障を及ぼさない、このことに注力しておりまして、新たな道路拡幅、そういったことは今は難しいものだと思っております。

また、公園につきましては、公園利用者自体が減少しているような中で、新たな公園の設置につきましては考えておりません。

瀧本攻議長

柴田洋巳君。

3番 柴田洋巳議員

今、尾上町長あざ笑うような形の答弁がありました。もってのほかだと思えます。

これは去年の7月だったと思うんですけども、上里自治会長を通じて、宮原課長のところへ陳情書というか、上里はこういうすばらしい地域ですよと、ここに津波のことを心配している方たちの住宅を造ったらいいとか、そんないろいろ細かいことを書いた書類が町長にも出ている、これ町長宛ての文書なんで、町長宛てには届いているとは思うんですけども、今話を聞いて、全然聞いていないようなあれですね。ちょっとそれじゃ、その辺のことを言います、説明します。令和2年7月。これは議長、後で町長にこの文書を届けますので、もう一度。

そんなようなことでやっぱり私が危惧していたように、私、あるいは私と親しくしている人たちの気持ちと町長の気持ちは全く違っていると、そういうことを最後に申し上げて、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

瀧本攻議長

これで、柴田洋巳君の質問を終わります。

瀧本攻議長

ここで、2時まで休憩を取ります。

(午後 1時 42分)

瀧本攻議長

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 2時 00分)

瀧本攻議長

次に、15番 平野隆久君の発言を許します。

平野隆久君。

15番 平野隆久議員

それでは、通告に従いまして、ただいまより一般質問を行います。

今回の一般質問は、町長が本定例会初日に述べられた紀北町第2次総合計画前期基本計画の5つの基本目標のずっと暮らせる安全・快適なまち、やさしさを支え合う健康・福祉のまち、魅力と活力ある産業のまち、心豊かに夢を育む教育・文化のまち、ともに担う参画と協働のまちに沿っての令和3年度の施政方針についての大項目1問であり、紀北町第2次総合計画前期基本計画は平成29年に作成され、今年度が前期基本計画の最終年度となります。

通告してあります質問は、1つ、コロナ禍における避難所運営の感染拡大防止対策について、2つ目、紀北町空家等対策計画について、3つ目、公共交通空白地対策について、4つ目、地域情報化計画について、5番目、高齢者が地域で安心して暮らせる地域づくりについて、6番目、滞在型コンテンツの造成について、7番目、GIGAスクール構想について、8番目、子どもが安心して生活し学ぶことができる環境づくりについて、9番目、三重とこわか国体・三重とこわか大会について、10番目、男女共同参画社会の実現に向けた取組みについての10の事項についてであります。

質問事項の中には、本会議で同僚議員から質問があり、課長から答弁された事項もありますが、これは事前に通告した一般質問であるので、ご了解ください。令和3年度の施政方針ですので、質問事項は多岐にわたります。基本的にはこれらの事業の具体的な今後の進め方についてであります。また、継続的な事業については、現在の状況も含め、10項目全てについて壇上での町長の答弁を求めます。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

それでは、先ほどご質問いただいた平野議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まずは、ずっと暮らせる安全・快適なまちの中で、コロナ禍における避難所運営の感染拡大防止対策についてのご質問をいただきました。

地震・津波災害、台風等による風水害などの災害が発生した場合、大きな問題となるのは、避難所での感染リスクであります。

避難所内では3密と呼ばれる状況が起こりやすく、新型コロナウイルス等の感染リスクは高くなると想定しています。

そのようなことから、町では様々な方策を取りながら、避難所内での感染拡大防止対策を進めたいと考えております。

まず、基本的には避難された方々の距離が十分確保できるよう避難所を開設していきますが、災害の規模が大きいと予測される場合や避難者が増加する状況では、順次、小中学校体育館等の大きな避難所を開設してまいります。

避難所内での対策といたしましては、避難所内での人と人の距離を適切に保つためのワンタッチパーテーション、夏季に避難が長期化した場合の冷房と空気循環を目的としてスポットクーラー、足の悪い方が腰かけられるような簡易ベッド、マスク・非接触型体温計・消毒液等の基本的な感染予防用品を避難所の感染拡大防止対策として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、整備・購入しているところでございます。

また、新型コロナウイルス感染症の流行時には、避難所開設時に町の職員を派遣し、避難された方の体調面の聞き取り、検温、手指の消毒、避難所内の定期的な換気と、人と人の距離を確保いたします。

発熱等の体調不良の方には、近隣の避難所への移動をしていただいたり、隔離できるスペースがある避難所ではそちらへ誘導するなど、避難所での適切な感染拡大防止対策が取れる

よう、マニュアル（案）の策定や避難所運営研修を実施してまいります。

また、職員研修は3月26日にも実施する予定であり、今後も継続的に実施していく予定です。

このように町ではコロナ禍の避難所運営で必要な空間の確保、備品の確保、自主防災会との連携、職員の教育などによりまして、町民の皆さんが安心して避難する場所が確保できるよう、避難所内の感染防止対策を進めていく所存でございます。

次は、紀北町空き家等対策計画についてでございます。

平成30年度に紀北町空き家等対策計画を策定し、これまで計画に基づいた施策を実施してまいりました。紀北町空き家等対策計画の目標といたしましては、空き家等発生 of 未然防止、利活用と除却の促進、管理不全空き家等の解消を掲げております。目標の空き家等発生 of 未然防止、利活用と除却の促進につきましては、施策の展開として、所有者等に対しまして、これまで広報や行政放送等により、空き家等の発生抑制と適正管理を促してきました。

また、目標の管理不全空き家等の解消につきましては、管理不全空き家等の所有者等に対しまして通知等を行い、適正な管理や管理不全な状況の空き家等の除却を促しております。

これまでも周辺住民から相談を受け、職員が現地に出向き、状況を確認した上で所有者を戸籍等で特定し、所有者に対し通知を行っており、所有者からの連絡があれば相談に応じております。

また、周辺に危険が及ぶような切迫性がある場合には、所有者宅へ直接訪問もして、対話もしております。

令和3年度におきましては、これまでと同様に、基本的に空き家問題は所有者の責任において対応していただくということを所有者に理解していただき、空き家対策を進めてまいります。

また、未解決の案件につきましては、粘り強く所有者と交渉を続け、解決に向けて空き家対策を進めてまいります。

続きまして、公共交通空白地対策についてでございます。

当町の公共交通空白地の考え方といたしましては、半径500m以内に駅やバス停などの公共交通の拠点がない地区と捉えておりますが、紀伊長島地区では10地区、海山地区では6地区の合計16地区となっております。

これら公共交通空白地を解消すべく、おでかけ応援サービス「えがお」の運行を開始した次第でございます。

これからも既存の廃止代替バス河合線及びいこかバスの利用状況やバス・鉄道等との接続等を十分調査した上で、おでかけ応援サービス「えがお」の運行と併せて、多くの方がさらに利用しやすいようにしてまいります。

続きまして、地域情報化計画についてでございます。

政府はデジタル庁を設立して、デジタル社会の形成を一層推進していきます。

このことから本町といたしましては、地域情報化計画の下、大きく動き出した高度情報化の波に乗って、積極的にデジタル化を推進してまいりたいと考えております。

それから、高齢者が地域で安心して暮らせる地域づくりについてのご質問にお答えをいたします。

高齢者になっても住み慣れた地域で安心して暮らしていけるためには、紀北広域連合や社会福祉協議会などの関係機関や専門職との連携を図るとともに、住民の声を聞きながら、住民と共に地域づくりを進めていく必要があると考えております。

それでは、魅力と活力ある産業のまち、滞在型コンテンツの造成についてでございます。

町内の観光につきましては、新型コロナウイルス感染症による国内全体の移動自粛ムードが続く中、旅行控えの動きが生じたことなどに加えまして、特に宿泊事業者の方々は、感染拡大防止策に基づく人数制限などにより大きな影響を受けております。

このような厳しい状況の中、今後は新型コロナの影響による新たな生活様式に沿った旅行スタイルに対応した着地整備を行っていくことが重要であると考えております。

紀北町といたしましても、本町を着地点（目的地）として選んでいただくためには、食・おもてなしの心・魅力ある体験やイベントを含めた観光資源が重要となっております。観光資源の安全対策を含めたブラッシュアップが必要不可欠と考えております。

このようなことを踏まえまして、町では、令和3年度におきまして、紀北町観光協会と連携し、今ある小学校宿泊体験、各種釣り、熊野古道歩き、カヤック、まち歩き体験など各種事業をブラッシュアップしながら、安全・安心な体験事業の仕組みづくりを進めることとしております。

続きまして、GIGAスクール構想についてのご質問にお答えします。

GIGAスクール構想とは、全国の学校で義務教育を受ける児童生徒に、1人1台のパソコンと高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備し、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、公平に個別最適化された創造性を育む教育を、全国の学校現場で持続的に実現させるという構想でございます。当町では、令和2年度において、1人1台パソコンの整

備、学校内のネットワーク環境整備、パソコン保管庫設置等のハード面での整備が完了いたします。

令和3年度では、整備したパソコンを活用し、今大切にされている誰一人取り残さない教育を実現するためにも、個人の習熟度に合わせたICT教育を実践してまいります。

子どもが安心して生活し学ぶことができる環境づくりについては、紀北町第2次総合計画におきましても、豊かな自然と伝統・文化に恵まれた環境を生かし、子育て・教育をテーマに、子どもを安心して産み育てることができるまちづくりを重点的に定めております。

児童生徒一人一人の能力を伸ばす教育の推進とともに、心の問題への対応、特別支援教育の充実、学校給食の充実など教育環境の整備に努めるとともに、安全・安心な学校づくりなど総合的な取組みを一体的に進めております。

また、施政方針で表明しておりますように、紀北町子どものいじめの防止等に関する条例の理念に基づきまして、町と学校等が連携し、小中学校において学級満足度調査を実施するなど、いじめの早期発見に努め、子どもが安心して生活し学ぶことができる環境づくりを進めてまいります。

続きまして、三重とこわか国体・三重とこわか大会についてでございます。

三重とこわか国体・三重とこわか大会は、コロナ禍において安全・安心に開催を目指す新しい国体・大会となります。国体自体は、開会式や閉会式の会場や規模、演出方法が大きく変わる予定ですが、今後の状況によりさらなる変更も考えられる状況です。

紀北町におきましても、昨年8月に予定されておりましたソフトボール競技のリハーサル大会が中止され、また、グラウンド・ゴルフ競技のリハーサル大会も5月の大会が中止となり、11月に別途大会をリハーサル大会として実施をいたしました。

現在の予定では、ソフトボール競技プレ大会と障害者ソフトボール競技リハーサル大会が令和3年5月に開催される予定でございます。

これらのリハーサル大会を安全・安心に開催することを目指すとともに、国体・大会の本番に向けてしっかりと準備し、開催の機運醸成を図りながら、深い感動と大きな満足感を共有できる、そのような大会にしていきたいと考えております。

それでは、男女共同参画社会の実現に向けた取組みについてでございます。

男女共同参画社会の実現に向けた取組みといたしましては、第2次紀北町総合計画の基本目標の一つである、ともに担う参画と協働のまちに位置づけ、平成29年度に策定した第2次紀北町男女共同参画基本計画により取組みを進めております。

令和3年度の取組みといたしましては、引き続き女性の社会参画を促進するため、審議会等への女性の登用に努めるとともに、東紀州5市町の連携事業である映画祭や三重県の男女共同参画センター、フレンテみえと連携し、情報共有・啓蒙普及に取り組んでまいります。

以上でございます。

瀧本攻議長

平野隆久君。

15番 平野隆久議員

それでは、一問ずつ改めて質問させていただきます。

まず最初に、コロナ禍における避難所運営の感染拡大防止対策について。

新型コロナウイルス感染症対策分科会会長の尾身茂氏が、3月5日の菅首相の記者会見の場において、ワクチンを人口の6、7割が接種できたとしても恐らく今年の冬までは感染が広がり重症者も時々出る、また、収束の定義としてはさらに1年、あるいはさらにもう1年たち、季節性インフルエンザのようにそれほど不安感がなくなれば収束となると述べております。コロナ収束がしばらくはかかると想定する中、町民も危機感を持って対処しなければならないし、何かあれば町長の危機管理能力が問われます。コロナ禍の昨年は大きな台風の上陸もなく、町が避難の発令をしていなかったが、それでも自主避難の方が何人かいたと聞いています。

台風等で避難する方々の避難所でのコロナ対策はどのように対処を考えているのか。また、津波災害で避難する場合の一時避難場所及び二次避難場所のコロナ対策はどのように対処されているのか、そして、避難場所の移動体制はどのように考えているのか、これらについて町長の答弁を求めますが、先ほど壇上で少し言っていた部分もあります。その中で、マニュアル策定を進めていくという言葉があったんですけども、本来でしたら、やはり今まで作っておかなければならない、また昨年はコロナが発生したところでもあって、もっとコロナ禍対策についての策定がもう既にされていて不思議じゃないと思うんですけども、先ほどの答弁では、マニュアル策定を進めていくという答弁でしたので、再度そこについての答弁を求めます。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

先ほど申し上げましたように、対策につきましては、まず令和2年の対応の仕方から例と

して紹介します。まず、今までは自主的に挙げていただいて、いろいろと来ていただいたんですけども、職員を配置しまして、手指の消毒とか体温計、そういったものもやるということで対応しておりました。そういう中で、交付金でいろいろなものを買わせていただいたんで、まず対応等につきましては、もう一定の場所へ避難していただいて、来る数は決まっておりますので、事前にそういったものを置いておく、そういう対策で行っております。

マニュアルにつきましては、同じような内容をつくって、案はもうできております。それに基づいて案をつくりながら、令和2年度についてはそれに基づいた対応をさせていただいたところでございます。

瀧本攻議長

平野隆久君。

15番 平野隆久議員

まず、台風等では事前に町職員がいて、消毒するという事なんですけれども、これは例えば津波災害の急遽のときなんかはなかなか町職員が出て、できないと思うんですけども、今年なんかはいろんなまた状況が出てくると思うんですけども、一時避難場所、二次避難場所についてのコロナ対策についてはどうなのか、あともう一点、マニュアル策定を案としてつくっているということでしたんですけども、行政側としてはそれつくって大体頭に入っていたとしても、一時避難場所の場合は町民の方々が出てきて、いろんな作業をやっていたかなければならないと思うんですけども、その方に対してのコロナ対策はどのように考えて通知するつもりなのか、答弁を求めます。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

基本的に自主防とか自治会と連携を取りながら、それらを示しながら今年度勉強していただきたいし、そういうお話をさせていただくことになろうかと思えます。それから、一時避難場所は、津波の場合は命を守ることが先なんで、コロナ対策で、確かに密になる部分もありますが、それはもう仕方のない、まずは今ある現状から命を守らなければいけないという考えでございます。

それと、二次避難場所につきましては、基本的にその後移動していくようなところですので、そういった配慮をしながらやっていきたい、そういう意味でも、体育館にパーテーション、そういったものも配置させていただいております。

瀧本攻議長

平野隆久君。

15番 平野隆久議員

それでは、次の質問にいきます。

紀北町空家等対策計画について。平成31年3月、策定された紀北町空家等対策計画によりますと、平成28年9月5日から10月31日に空き家等の調査を実施しており、調査結果として不良判定棟数が紀北町全体で781棟あり、その後、平成28年12月15日に781件のうち426件にアンケートを送付し、平成29年1月13日に218件回収されております。回収率は51.2%であります。

アンケートの調査結果として数点要約されており、その中には、子世代が別居した後、親世代が高齢化、あるいは死亡したため、空き家等となった建物が多くなっています、また、今後も現状が継続しそうな空き家等が多いと見られます、または、自由意見では、解体費用の助成を望む声が多くありました等が記載されており、これらの適正管理の促進に向けた課題としては、所有者が自ら建築物管理を頻繁に行っている空き家等ほど、建築物の物理的損傷度も小さい傾向が見られたため、所有者に対して適正管理の意識を涵養する働きを積極化することも重要と考えられますとあり、利活用の促進に向けた課題としては、市場での売却、賃貸の期待性が高い空き家等の所有者に対して、町の移住・定住促進施策や地域活性化の方針等の理解を促進し、空き家バンクの積極的な利用を誘導する施策の検討が必要と考えられますと記載されております。

平成31年度の施政方針からこの令和3年度まで、紀北町空家等対策計画に基づき対策に取り組むという文言が毎回述べられています。これらのことを踏まえ、アンケートの結果と課題に向けたこの2年間の取組みと令和3年度はどのようにしようとしているのか、町長の答弁を求めます。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

これ基本的に意識を啓発していくことが第一なんです、建物は個人の財産でございますので、財産で管理してもら。それをどんどん啓発していかなければいけないと思っております。それと、相談実績なんです、令和2年度で13件の相談を受けたときに、うち6件を解決しております。それから、平成28年からの実績としては118件の相談がありまして、う

ち69件解決したところでございます。

瀧本攻議長

平野隆久君。

15番 平野隆久議員

今の僕の質問は、アンケートせっかく取られたんで、アンケートの結果、課題とか内容について、アンケートを取った後にこの2年間、どういうふうな対処をされているのかということに対する質問ですので、再度答弁を求めます。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

アンケート結果を踏まえた課題、町の取組みということなんですが、空き家所有者に対する、先ほどもちょっと申し上げたんですけれども、適正管理の意識づけの働きをすることが重要でございまして、先ほども申し上げた令和元年度に企画課と危機管理課で合同で空き家相談会を実施して、相談会の実績といたしましては6件ございました。そういった中で、解体等も解体業者の紹介とか、いろいろな話もさせていただいているところでございます。アンケート等について、それぞれの思いが十分出ているのではないかなと思っております。

瀧本攻議長

平野隆久君。

15番 平野隆久議員

これについては、せっかくアンケートも取って皆さんの声も聞いたんで、いろんなこう対策を考えて、いろんな対策を今後ともしていただきたいと思っております。

また、最近、家屋が取り壊されて、空き地になっているところが多く見受けられ、特に紀伊長島地区の西長島地域が顕著に見られるように思いますが、何か理由があるのでしょうか。

また、町民の声として、家を取り壊して更地にすると税金が高くなるとの話も聞きますが、一概にそうばかりでないとも税務担当にも聞いております。税金で心配の方は税務担当に相談してくださいという連携も必要ではないかというふうに思います。

理由について分かることがあれば、町長の答弁を求めます。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

これはあくまでも推測なんですけれども、確かに今、空き家が、特に旧漁師町等について、海山地区、紀伊長島地区も増えております。それは早くから栄えた老朽化も著しいと思うんですが、そういった関係で、皆さん意識を持っていただいて、取壊しをしていただいているものだと思っております。

やはり、私もそうなんですけれども、自分の子どもたちに迷惑をかけたくないと。しかし、今、議員もおっしゃったように金額が相当かかります。我々も国、県との補助金をいただいて、今回も当初予算で10件か。10件出させていただいています。補助金も。

できるだけ意識の中で、自分の財産の中で処分をしていただきたいという思いでやっておりますので、理由等については、なかなか。申し訳ないですけれども、そういう老朽化についての意識を持っていただいていると、思いです。

瀧本攻議長

平野隆久君。

15番 平野隆久議員

理由については定かではないなど、ちょっと答弁しにくいのはよく分かります。ただ、基本的には所有者の方が自前で壊していただくというのが本来ですので、そういう件も含めてやっていただきたいと。

僕もちょっとこう見ると、本当に西長島地区が少ない中、これもよく更地になっているなというのをうかがえますもんで、税金の、先ほども申しましたように税金の更地にするとひょっとしたらということもあるみたいですが、一概、そうばかりではないということも聞きますので、そういういろいろな啓蒙を含めて、今後ともお願いしたいと思えます。

それでは、これで次に行きます。

それでは、公共交通空白地対策についていきます。

1点目ですけれども、住所が長島地区の旧保健センターに移るということですが、今の三重交通の海山バスセンターの1室に間借りした理由として、運行管理を委託している三重交通との業務連携のためということだったと認識がありますけれども、場所が離れることにより運行管理を委託している三重交通との齟齬は出ないのか。町長の答弁を求めます。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

そこがやはり我々も一番心配したところでございます。

そういう中で、三重交通と十分検討させていただいて、今、例えば手渡しのものがあるものはメールで処理できるとか、もちろんアルコールの感知なんかは、テレ点呼という機械でアルコールチェック何かをやっていますんで、それは場所を問わずということでございます。

そういったこともございまして、三重交通と協議し確認したところ、そこから移動して、特に問題はないという返事をいただいております。

瀧本攻議長

平野隆久君。

15番 平野隆久議員

僕としても、ちょっと狭いなという印象がありましたもので、広いところに移るといのは本当に大賛成で、職員の環境に対してもよくなるのではないかと思ったんですけども、最初の理由が三重交通との運行管理で、朝の点呼とかいろいろあるもので、あそこということになっていると認識をしておりましたので、その点についてちょっと求めましたので。メールとかいろいろな方法論もありますので、本当に齟齬の出ないように体制づくりをお願いしたいと思います。

次なんですけれども、新年度予算が可決されれば、新体制が始まるためには新事務所の改修や、オペレーターと運転手を1名ずつ雇用することが必要になってくると思いますが、新体制はいつから始めるのか。そのときの増員の目途はできているのか、町長の答弁を求めます。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

ドライバーとオペレーターを1名1名増員させていただくという予算を上げさせていただいております。これにつきましては公募でしていきたいという考え方でおりますので、従いまして公募を行ったり改修を行ったり、それから自動車をいるということからすると、やはり2か月ぐらい、4、5ぐらいかかるのではないかと見込んでおりますので、6月ぐらいから新体制による「えがお」の運行を考えております。

瀧本攻議長

平野隆久君。

15番 平野隆久議員

それでは、次なんですけれども、総務産業常任委員会での課長答弁で、将来的には民間委

託も考えているとの発言がありましたが、町長の考え方と思いますが、改めて町長の答弁を求めます。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

これは、以前から申し上げているように、三重交通と同等レベル、我々が望む運行管理者が出てくれば、またそういったものも考慮していきたいと思います。

瀧本攻議長

平野隆久君。

15番 平野隆久議員

それでは、この公共交通の件なんですけれども、やはりいろいろな広報をするということが大切になってくると思いますので、今後、広報をしっかりとしてほしいと。

できましたら、広報きほくがありました。その中へチラシみたいなものを1枚を差し込んでもらえたらなど。そうすることによって、そういうことを各家庭で壁等に貼れて随時見れると思いますので、その点についてお願いしたいと思うんですけれども、このことについての答弁、町長の答弁を求めます。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

我々も広報にチラシを入れて、今、議員おっしゃったように貼っていただく。これが一番効果があると思いますので、それをやっていきたいのと、町とかいろいろなところにもポスターを掲示して、それは一番目につくことになりますので、そういう方法を取っていききたいと、そのように思います。

瀧本攻議長

平野隆久君。

15番 平野隆久議員

広報についてはよろしくをお願いします。

それでは、次の地域情報化計画について。

デジタルトランスフォーメーションDXを進めるに当たり、情報通信技術に詳しい町職員等による検討委員会で策定している地域情報化計画などを基に、大きく動き出した高度情報

化の波に乗って積極的にデジタル化を推進してまいりますと述べています。令和2年の施政方針では、検討委員会を立ち上げ、地域情報化計画を策定すると述べられていました。

今年度立ち上げた町職員による検討委員会の組織の概要、これは前者議員も言われていたもので、町職員7名、民間1名ということで答弁されていましたが、さらに付け加えることがありましたらお願いします。

また、今年度策定されて、令和2年度のスタートでしたので、今年度を策定されている地域情報化計画の令和3年度の進め方について、町長の答弁を求めます。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

付け加えることはメンバーについてなんですが、一応、2年と任期をしながら、継続していきたいなと思っています。そしてどういうことをやっていくかということなんですが、ポイントといたしましては、民間事業者等についてのICT情報通信技術、これは総合的に勉強をしながら導入支援できればなと思っていますし、先ほど来、出ていましたワーケーション、これの推進。それから町民へのそういった講習、研修も、一緒にやるとか、するから今日三重のそういった講習研修も一緒にやるとか、そういうものもあります。

それから今、役場で業務等の見直しということで、ロボットによる自動化というのがあります。RPAと昨日、最初の議員に申し上げさせていただきました。そういったことをやって、できるだけ機械でできるところは機械でという思いであります。それからマイナンバーカードもこれを連携しながら、どういうことができるのかということもやっていきたいと思っていますし、基本的には庁舎内ネットワークをしっかりと構築しながらやっていきたいなと思っています。

瀧本攻議長

平野隆久君。

15番 平野隆久議員

これにつきましては検討委員会、1点ちょっと追加で聞きたいんですけども、民間1名ということでしたけれども、名前とか何かは結構ですけども、どういう関係、どういう知識の方を民間として入れられているのかということと、あと地域情報化計画、令和2年度に策定ということでしたんですけども、これはもう出来上がって、まだ僕らはちょっと見せてもらえていないんですけども、どうなっているのか。あとIoT、これはデジタルト

ランスフォーメーションDXというやつなんですけれども、IoTということでやっていくというふうにお伺いしているんですけれども、ICTとはまた違うんですけれども、IoTの場合、モノ、施政方針にも書いてあるモノをインターネットにつなげるということで、モノというのは今までインターネット化されていない、例えば冷蔵庫とかクーラーとか、そういったモノとインターネットでつなげていくという方針で、IoTということなんですけれども。

そこまでIoTということ、これはICTではなくてIoTということで伺っているんですけれども、そういうところまで考えての施策なんですか。ロボットのRPAも含めてなんですけれども、やられるということでしたんですけれども、その点についての答弁を求めます。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

計画のほうは、まだ議員にお示ししていないの、事実なので、また出来上がりましたら示させていただきます。

それから、個々の部分については、今年度も先ほどの前者議員にもお答えしたんですけれども、これから予算もつけてやっていかなければ、そういう意味ではヴィゾン、そういうのを参加して、国の特区とかもし取れるようなことがあったらやっていきたいと思う。

それと、三重県のほうのデジタル庁、デジタル庁ではないですね。デジタルの専門のやつをつくるとなっています。もう既に、昨年度、三重県のほうからも講師を呼んで、研修会もさせていただいておりますので、これをどんどん進めていくことによって、全てこういうデジタル関係の整備はしていきたいなと思っております。

ごめんなさい。民間、今1名です。それで、1名は以前に協力隊でお越しにいただいていた方にやっていただいております。この方がそういうプログラミングもやっていたような方なんです。

それから、今後民間の委員の皆さんにも、もし枠を広げるようなことがあれば積極的に参加していただきたいと、そのように思っております。

瀧本攻議長

平野隆久君。

15番 平野隆久議員

それでは、次に行きます。

高齢者が地域で安心して暮らせる地域づくりについて。令和3年度の施政方針には、令和2年度の施政方針に比べ、緊急通報装置の設置、配食サービス等、町独自の事業との連携を図りながらという文言が加えられています。

緊急通報装置の設置、配食サービス等は、高齢者の見守り対策として始まった施策であります。配食サービスに関しては、人口減少など様々な要因で減少傾向にありますが、高齢者の見守り対策という観点からは減少は心配であります。高齢者率が年々増加する傾向にある当町にとっては、高齢者の安否見守り対策は重要な対策であり、今後とも新規の対策も考案しながら進めていっていただきたいと思えます。

それでは、緊急通報装置の令和3年度の設置対策について。第2次基本計画以前から始まって、令和2年度の施政方針まで述べられていました救急医療情報キットの配布については、令和3年度の施政方針では述べられていませんが、今までの配布状況と令和3年度の対策について、町長の答弁を求めます。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

救急医療情報キット、確かにそういうものなくなっております。

平成30年度、消防署と救急行ったときのというような救急キットなんで、いろいろ協議させていただいて、今あまり利用されていないと。例えば薬なんかも更新、本来しなければいけないんですけども、そういうのもされていないというようなことでございますので、令和2年度より新規の配布は、今控えております。しかし、それでは前者議員にも質問のあったような、高齢者の見守り等について至りませんので、今、こういった消防とかかかりつけ医、そういった方の意見も聞きながら、今後どうするかということやっていきたいと思えますが、基本的にはそういう方たちをしっかりと見守らなければいけないと、意識は持っております。

救急通報等、ごめんなさい。救急通報装置でございますが、まずこれどういうものかをちょっと述べさせていただきます。

65歳以上のひとり暮らしの高齢者でございます、これは疾病等で突発的な事故をおそれる方のある方、そういった見守りが必要な方、そういったときに、迅速な対応を図るための装置でございます、自宅の電話回線を利用して、コールセンターから月2回、安否確

認を行うとともに、緊急ボタンを押すことでコールセンターにつながりまして、状況の確認や必要に合わせて救急対応、あらかじめ登録されて緊急連絡先への連絡を行います。

これで利用状況は、令和3年2月現在では211件、設置されております。

瀧本攻議長

平野隆久君。

15番 平野隆久議員

この緊急通報装置に関しては、私、緊急先、連絡先というのは僕も前、以前なったことがありますもんで、よく分かるんです。ただ、僕も安易に連絡先ということであれしたんですけれども、結局、その方が家で倒れていたとしても、僕は行っても鍵を預かっていないんで、なかなか入ることができなかったという現状もありますんで、そこらへんも今後、詰めていただいて、どういうふうな現実的になっていくかということも踏まえて、今後の対策としてお願いしたいと思います。

あと、これは通告していないので、答弁は要りませんが、町長肝煎りの健康増進施策のちょい減らし+10において、町民の2名の方がこの施策に賛同して、自ら作詞作曲をして応援ソングをつくってくれたと、新聞報道されておりました。今年度の施策においても、町民のためになる施策は町民の方々の理解をますます得るためにも改善もしながら、ぜひ進めていっていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

それでは、次の滞在型コンテンツの造成についての質問をいたします。

観光施策では、国内観光の本格的な回復を見据え、地域に眠る観光資源を磨き上げ、その価値を深く体験体感できる滞在型コンテンツを造成し、紀北町を目的としてもらえるよう、町のさらなる魅力アップを進めてまいりますと述べています。これは観光振興施策において、観光目的で紀北町に滞在してもらうために、地域に眠る観光資源を磨き上げ、滞在型コンテンツを造成するということだと理解しております。

そこで質問ですが、地域に眠る観光資源を磨き上げとありますが、眠る観光資源を磨き上げるために、眠っていて分かりにくい観光資源を令和3年度に具体的にどのようにして探し出そうとしているのか。また、眠り資源ということはいかにもという感があります。どこの地域でも眠っている資源があるのは理解できますし、そういう思いで述べられているとは思いますが、令和2年度の新型コロナウイルス感染症の影響で、観光業界の落ち込みがあり、当町においても経済は冷え切っています。令和3年度も大変厳しい状況が想定されます。その令和3年度の施政方針で、地域に眠る観光資源を磨き上げという言葉は、そんな悠長なこ

とをしている状況ではないのではないかという気持ちから、今回、この質問をさせていただきます。

また最近、特に観光協会もいろいろなことを知恵を出して行っていただいております。大変良いことだと思っております。まだ先ほど町長も答弁で地域の今ある資源をとということでしたんですけれども、白石湖の渡利かきの出荷規制が2月4日に規制されましたけれども、1か月振りに解除となったと聞いて、3月4日に解除となったと聞いております。

渡利かきは観光資源として決して眠っている資源ではありません。ほかにも春夏秋冬を考えて、そういう素材を観光協会と連携しながら眠っていない資源をさらに磨き上げることも滞在型コンテンツの造成だと思います。これについては町長も先ほど答弁でこういうことをしていきたいと述べられておりましたので、眠っていて分かりにくい観光資源を具体的にどのようにして探し出そうとしているのか。この辺についての答弁を求めます。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

まず、滞在型とそのサイトシーイングというんですか。ただ見るだけの観光。これ辺については私になってからずっとお話させていただいております。見るだけの観光だと1回来たら終わりだよと。だから滞在型のことでということで、その中でスポーツ合宿、スポーツ交流も進めてまいりました。

ですから、ここも今までもそういうものを引き込むということでやっておりますので、それらをますますコロナへの安全性を確保しながらやっていかなければいけないなど、私は思っているところでございます。

それと、やはりまだまだいろいろな問題について磨き上げて仕上げていかなければいけない。点を線に、線を面につなげていかなければいけないというのは、城ノ浜の季の座の皆さんともお話もしております。そういったことが必要なので、まず磨き上げ、ただ眠っているものというのは、我々の視点から今漏れている部分があるかと思えます。だから、それは今おっしゃったような観光協会、商工会、それから第1次産業の皆さん、加工業の皆さん、そういったものからもご提案をいただいて、どの部分に力を入れていくのかなど、現実に漏れているということは、我々が今、視点がない部分もありますので、ご理解いただきたいと思えます。

瀧本攻議長

平野隆久君。

15番 平野隆久議員

それでは、次、行きます。

G I G Aスクール構想について。令和2年8月の臨時会において、教育振興費、新型コロナウイルス対策、G I G Aスクール構想事業で、備品購入5,519万円を含む7,266万円が計上され、可決されております。

また、施政方針で述べられているG I G Aスクール構想に基づき、今年度は小・中学校においてパソコンを有効活用し、今大切にされている誰一人取り残さない教育を実践するため、学習用ソフト等により個人の習熟度に合わせたI C T教育を実践してまいりますと述べております。ただ、G I G Aスクール構想によるパソコン導入に際しては、当町は我々も使い慣れているW i n d o w s O SからC h r o m e O Sに代わるとの説明を受けております。導入パソコンのO S自体が変わることによる教師、生徒の戸惑いが出るのではないかと危惧しておりますが、このことに関してはどのような状況でしょうか。町長の施政方針への質問でありますので、本来は町長の答弁を求めるところであります。このことに関しては実務の部分に入りますことから、町長の指名があれば教育長の答弁でも結構です。答弁を求めます。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

この部分は学校教育ということで、教育委員会のほうから答弁をさせていただきます。

瀧本攻議長

中井教育長。

中井克佳教育長

お答えします。

紀北町のG I G Aスクール構想の整備に当たり、授業で使うパソコンのO S、オペレーションシステムと言います。これが変更されます。

ご指摘いただいたように、各学校で中学校は3年生、小学校は1年生でW i n d o w sを使います。そのほかの学年はC h r o m e b o o kを使うこととなります。このことによつて2つのO Sが混在することとなります。ですが、このO Sについては、もともといろいろなソフトを便利に使うためのマネージャーのようなシステムですので、そのことに対しては比較的早く課題は解決されるものだと思います。

ですが、懸念しているのはC h r o m e b o o kを使う、あるいはW i n d o w sを使う、これはS o c i e t y 5.0と申しまして、大容量高速回線でA Iを使った学びができることになります。そのことによって、子どもたちが自分自身の理解度に応じて学び直しをしたり、あるいはもっと興味があればもう少しレベルの高い課題に挑戦すると、そういうような学びができます。

そのためには教師自身がA Iをうまく使った指導ができるようになる必要性がありますので、来年の導入を待たず、本年度から合計通算10回の研修会を計画して、今、実行している最中です。主には来年度、紀伊長島地区と海山地区にそれぞれ1校、研究指定校を設けて、そこに三重大学、県教委に協力を求めながら紀北教育研究所を中心に研修を進めていきたいと思っております。

せっかくのこの機会、議会が高額の予算をお認めいただいて、1人1台端末機を使わせていただくこととなりますので、この機会をぜひ生かして、誰一人取り残すことのないように学びの充実に当たりたいと考えております。

瀧本攻議長

平野隆久君。

15番 平野隆久議員

素人でちょっと理解しにくい部分がありますので、基本的にはやはりそういう体制を。先ほども申しましたように、教える側の方も覚えるのが大変だと思っておりますので、その研修について、今年10回、研修会を申しを考えると。

中井克佳教育長

今年と来年。

15番 平野隆久議員

来年で。

それでいつから始まるの。来年度から始まるんですか。申し訳ないけれども、もう今年から整備されたら始まるのかなと思ったんだけど、その点について再度、答弁を求めます。いつから始まるのかについて。

瀧本攻議長

中井教育長。

中井克佳教育長

W i n d o w sについては、去年の4月1日から導入されております。そして、大多数の

機械については、今週末に配備の工事が始まり、本格的に活用できるのは、年度が明けてからになります。

以上です。

(「いつ頃」と呼ぶ者あり)

中井克佳教育長

4月6日以降になります。

瀧本攻議長

平野隆久君。

15番 平野隆久議員

それではよろしくお願ひします。

では、次の質問に入ります。

子どもが安心して暮らせる生活し学ことができる環境づくりについて。

令和3年度の施政方針の紀北町子どものいじめの防止等に関する条例の事例に基づき、町及び学校等が連携し、子どもが安心して生活し学ぶことができる環境づくりを進めるとともに、全ての小・中学校において、学級満足度調査を実施し、いじめの早期発見に努めてまいりますという文言について、平成27年12月21日にこの条例が成立してから、平成28年度から令和3年度の6年間の施政方針の心豊かに夢を育む教育において、全く同じ文言しか述べられていません。

子どもたちのいじめ問題は、重要な案件であります。しかも、子どもが安心して生活し学ぶことができる環境は、年々変化しております。

他市町では最近、SNSによるいじめ問題も発生しております。奇しくも今朝、名古屋市の中学生在がSNSによるいじめで自殺したとの報道が、テレビニュースで出ていました。特に子どもたちにSNSの使い方による善悪についての教育も必要であると思います。

また、不審者による被害も発生しております。

これらの問題が、時代の変化が大いに考えられたこの6年間、学級満足度調査だけで解決されるとは思いません。時代の流れに対応する対策も必要ではないでしょうか。年度の施政方針は、その年度ごとの時代の流れに対する施政方針を述べるべきものではないでしょうか。

これらについて、町長の見解の答弁を求めます。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

対応は、議員おっしゃるように、それぞれそのときそのときに応じて対応しております。施政方針については、基本理念として捉えた表現の仕方になっていますので、そんなに変化はないにしても、おそらくこれも教育委員会の問題なんですけれども、そのときそのときの対応は、しっかりやっていただいて、この基本理念に基づいてやっていただく。答弁よろしいですか。

以上です。

瀧本攻議長

教育長、お答え、いいですか。

15番 平野隆久議員

いいです、結構です。

瀧本攻議長

平野隆久君。

15番 平野隆久議員

それでは、今、町長が言われたように、都度都度の変化については教育委員会のほうでもよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、次に行きます。

三重とこわか国体・三重とこわか大会について。平成30年2月23日に第76回国民大会の紀北町準備委員会の総会が行われました。そして平成30年8月31日に紀北町実行委員会が設置され、ここで初めて土俵が出来上がり、今は各専門委員会が中心となって進められているのが、今までの経緯であると認識しております。

また、先ほど町長が壇上でも答弁されましたように、県グラウンドゴルフ協会が運営主体となって行われる公開競技のグラウンドゴルフ大会は、昨年11月29日にリハーサル大会が行われ、紀北町が運営主体となる正式競技の相当大会のプレ大会が今年5月15、16日に行われる予定となっております。今年9月18日、19日の2日間で行われる公開競技のグラウンドゴルフ大会、翌週9月26から28日の3日間で行われる正式競技のソフトボール大会の三重とこわか国体。そして翌月の10月23日、24日の2日間では全国障害者ソフトボール大会の三重とこわか大会が開催されます。

しかし、この大会は全国からたくさんの選手や父母が来町されることが予想されますので、いまだ新型コロナウイルス感染症の不安が残ります。当日の開催内容が不確定なこともあり、

新型コロナウイルス感染症対策を含めた準備が大変ではあります。しかしどういう形にせよ、開催はされる方向であると聞いていますので、いろいろな状況も考え、準備はしっかりとしていかなければなりません。

そういった意味で今、募集しているボランティアの方々の協力がプレ大会から不可欠であります。ボランティアの方々の参加状況は、現在どのような状況なのか、町長の答弁を求めます。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

今、現在ということでお答えさせていただきます。個人が7名の方、それから団体が1団体となっているところでございます。

瀧本攻議長

平野隆久君。

15番 平野隆久議員

どれぐらいのボランティアの参加が必要なのかという想定は、どのようにされているのか。その想定の中で個人7名、団体1名、団体が何人か分かりませんが、それでプレ大会、もうすぐ始まりますので、大丈夫なのか。さらにどういうふうな集め方をしようとしているのか、その点の答弁を求めますが、実務ですので、もしあれでしたら教育委員会に聞いてもらっても結構です。答弁をです。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

せっかくですので、教育委員会のほうから答弁いたさせます。

瀧本攻議長

井土誠生涯学習課長。

井土誠生涯学習課長

議員のご質問にお答えさせていただきます。

先ほども町長からお話が合ったように、ボランティア募集のほうは令和元年度11月11日から行っておまして、現在の状況は先ほどの個人が7名、団体が1団体31名となっております。

国体維持に必要な人員は、団体競技を除いてソフトボール競技3日間の日程で延べ約300名程度、グラウンドゴルフ競技2日間の日程で延べ約100名程度必要、合わせて400名、約400名の人員を想定しております。そのうち町職員が半数の200名程度を予定しておりまして、残り200名をボランティアスタッフにお願いしたいと考えております。

ボランティアスタッフについては先に説明した応募ボランティアだけではなく、紀北町実行委員会の構成団体にもご協力をお願いしているところではございますが、今後も引き続き積極的にボランティア協力をしていただけるよう、募集のほうを実施していきたいと考えております。

以上です。

瀧本攻議長

平野隆久君。

15番 平野隆久議員

よろしく申し上げます。

では、次に行きます。

男女共同参画社会の実現に向けた取組みについて。最近、奇くしくも公益財団法人東京五輪組織委員会の元会長の女性蔑視発言が物議を醸し、JOCやIOCまで巻き込んだ大騒ぎとなり、辞任に追い込まれました。その後、会長となった橋本聖子会長は、今回、女性理事を12人増員し、女性理事の割合を40%に引き上げることを目標に考えていると報道がされておりました。

町長は今年度の施政方針で、男女共同参画社会の実現に向けた取組みを推進すると述べられており、平成30年3月、先ほど29年と言ったかな。この冊子の30年3月となっているんですけども、第2次紀北町代男女共同参画基本計画が策定されております。この基本計画の基、進めていこうとされていますが、一長一短ですぐにできることばかりではありません。その中で今年度は特に進めていこうとしている事項を、具体的に述べていただきたいと思えます。町長の答弁を求めます。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

やること自体はあんまりフレンテみえとの連携とか、連携映画祭とかを企画しています。まず一番は、やはり啓発して、前段のことについての平等を訴えることが大事だと思います。

んで、これこそ地道な活動、それと行政が背中を見せるというか手本して、いろいろな協議会、それから会議等に女性の参画を目指すことが必要ではないかと思っております。

瀧本攻議長

平野隆久君。

15番 平野隆久議員

こういう時代、言ったら時代と言ったらおかしいです。こういうやはり男女ということがありますんで、町長が任命されている協議会や審議会等の委員構成についても、男女比率は考えてやっていただいていると思うんですけども、ますますそういうことを考えてやっていただきたいと思います。

それでは、今後、これらの項目については、都度都度一般質問でまた詰めていきたいと思っております。

今回の質問のまとめとしましては、今後も施策をする上において、執行権は確かに町長が持たれていますが、執行するための予算化や条例化には議会の議決が必要となります。

施政方針の初めの文言には、毎年必ず、全ては住民目線で、全ては住民とともにの基本施政の基、議員、町民の皆様とともに町政を進めてまいりますと述べられております。

令和3年度の施政方針も例外ではありません。その気持ちを忘れずにしていただきたいと思います。

我々議員は、町長にとっては耳の痛いことも述べますが、町民の声を代弁する議員の言葉に真摯に耳を傾け、議員の声は町民の声だということを頭に入れていただき、任期8か月余りではありますが、今年度の町政を行っていただきたいと思います。

また、町民の声を代弁する我々議員も、そのために議員としての質を高め、理解力、判断力をより一層磨き、紀北町民の方々のために的確に採決での決断ができるように、ますます精進していきたいと思っております。

最後に、これらのことに関しての町長の答弁をいただきたいと思います。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

一貫して全ては住民目線で、住民とともにというお話でさせていただいております。これはやはり今、議員もおっしゃったようにいろいろな方の意見も聞きながら、立場に立って見るということなんで、我々といたしましても議員の皆様、町民の皆さんに説明責任を持って、

しっかりとご理解していただける、そういうまちづくりを進めていきたいと、そのように思います。

瀧本攻議長

平野隆久君。

15番 平野隆久議員

よろしく願いいたします。

それでは以上で、私の令和3年3月定例会の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

瀧本攻議長

これで、平野隆久君の質問を終わります。

なお、近澤チヅル君ほか、2名の質問者については、明日17日の本会議の日程といたします。

瀧本攻議長

本日はこれにて散会いたします。

(午後 3時 03分)

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

令和 3年 6月 8日

紀北町議会議長 瀧本 攻

紀北町議会議員 平野隆久

紀北町議会議員 中津畑正量